

# 令和2年度補正予算概要説明 ～GIGAスクール構想の実現～

令和2年5月11日



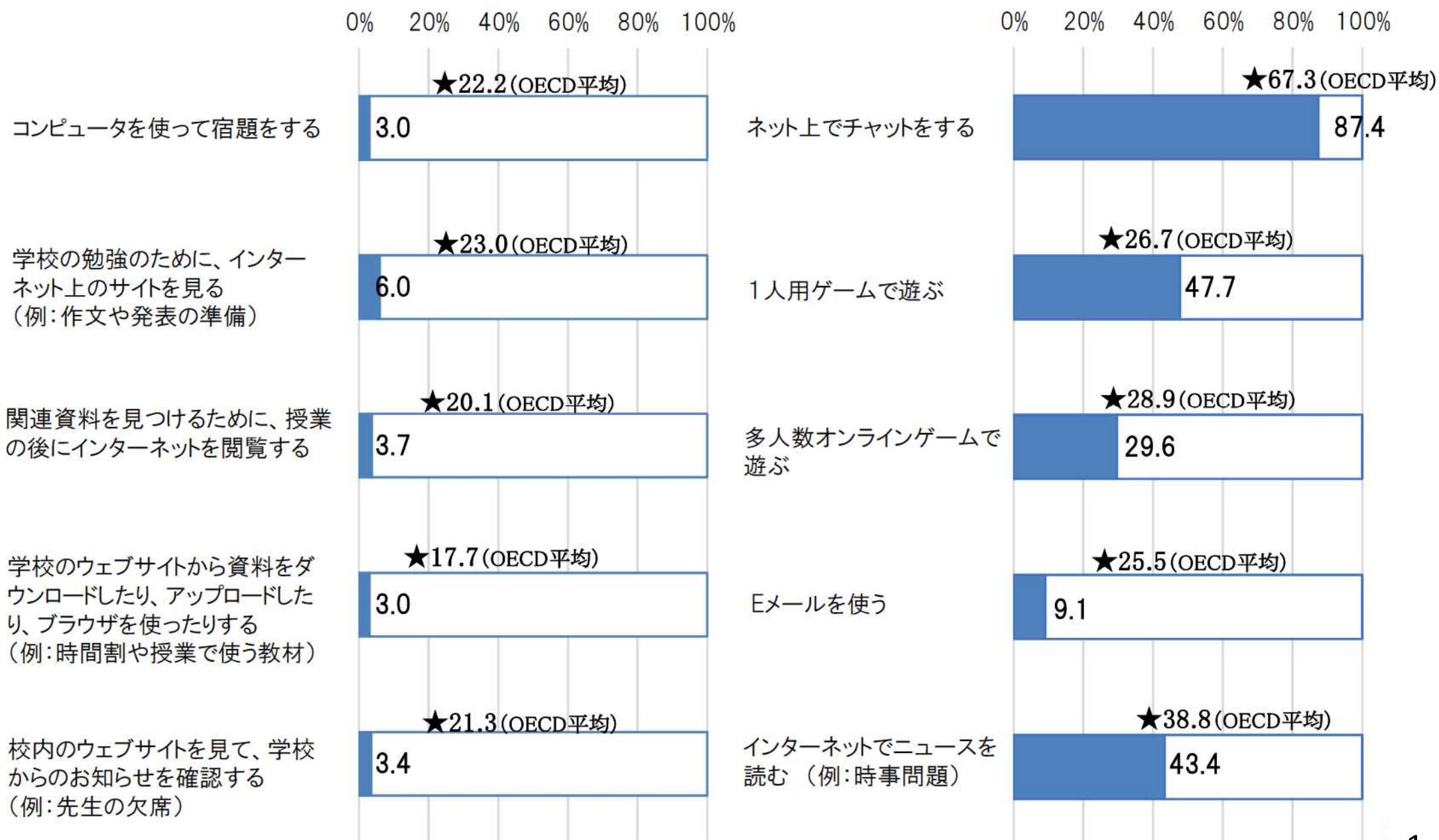
文部科学省

MEXT

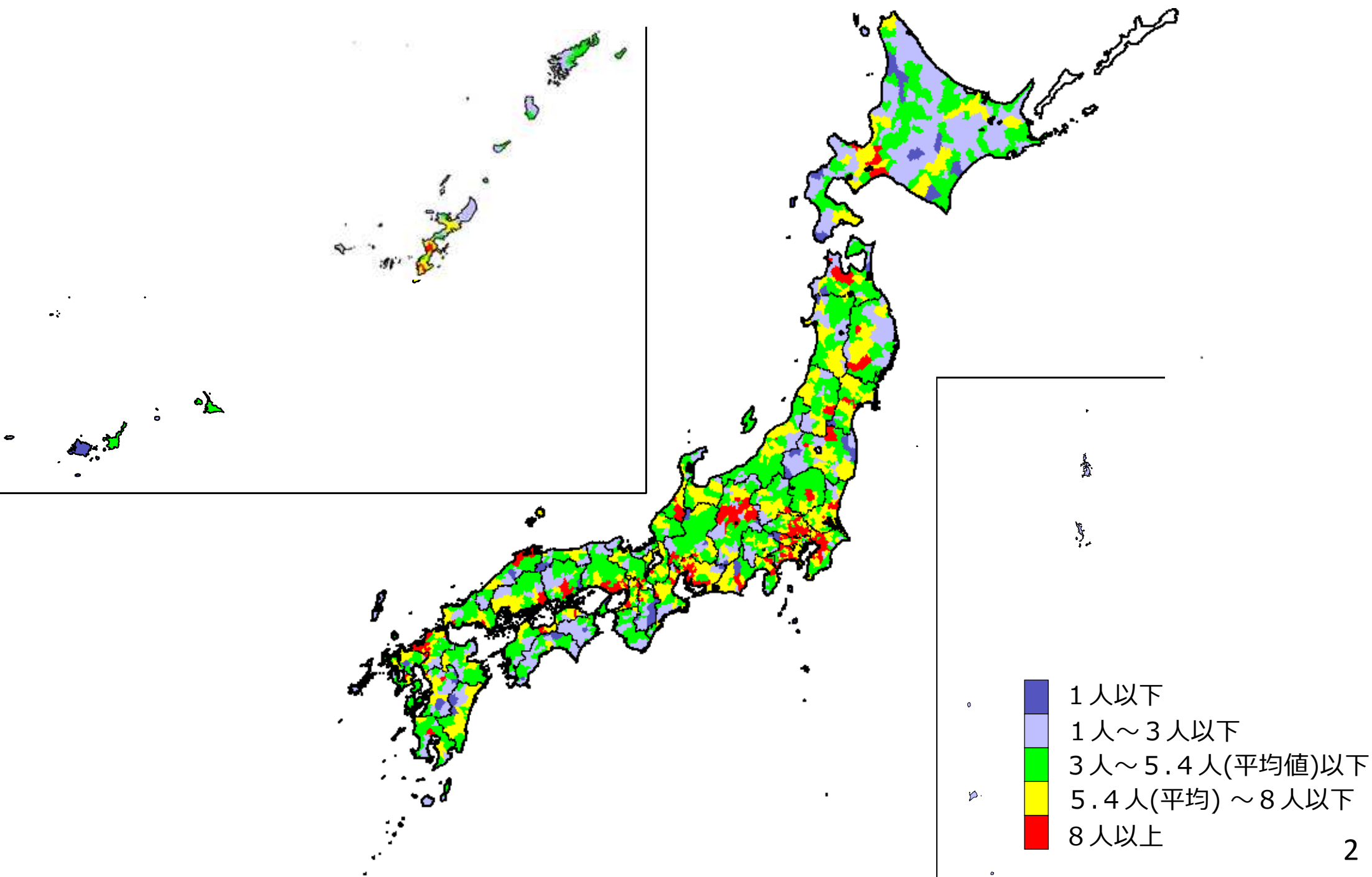
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# OECD/PISA 2018年 ICT活用調査

## ● 学校外での平日のデジタル機器の利用状況 (青色帯は日本の、★はOECD平均の「毎日」「ほぼ毎日」の合計)



# 自治体別 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数



# 学校の臨時休業中の家庭学習

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について

## 臨時休業中の家庭学習

	回答数	割合
教科書や紙の教材を活用した家庭学習	1,213	100%
テレビ放送を活用した家庭学習	288	24%
教育委員会が独自に作成した授業動画を活用した家庭学習	118	10%
上記以外のデジタル教科書やデジタル教材を活用した家庭学習	353	29%
同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習	60	5%
その他	145	12%

※複数回答あり。

※割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当する家庭学習を課す方針であると回答したものの割合。

(出典：新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について (令和2年4月16日12:00時点))

# 各地域におけるICTを活用した取組事例

文部科学省HP「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」において、ICTを活用した取組事例を紹介

子供の学び応援サイト  
～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～

学校再開ガイドライン

学校再開等に関するQ&A

学校・子供応援サポーター募集

やってみよう! 新型コロナウイルス感染症対策  
みんなでできること  
マスクが無い場合の自作方法も紹介

学校に関する状況調査、取組事例等

新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料

新型コロナウイルスに関連した  
文部科学省関係の手続等についての対応

新型コロナウイルスに関連した  
文部科学省関係の相談窓口

研究機関・研究者、科学技術関連行政機関の皆様へ

図書館・学校図書館の取組事例

## 「ICTを活用した取組」

- ・遠隔により健康観察、学習成果の確認を実施
- ・ICTを活用し学習・HR・個別指導を実施



今後、各地域におけるICTを活用した事例をさらに収集し、全国に情報提供予定

# 新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について(令和2年4月21日文部科学省通知) ～抜粋～

## 2. 臨時休業を行う場合に義務教育の重要性の観点から取り組むべき事項

(1) 特定警戒都道府県も含め、すべての地域において最低限取り組むべき事項について

### ① 学習指導に関すること

#### ウ. ICTの最大限の活用

児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることにも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

## 3. 臨時休業を行う場合の教職員の勤務について

### (2) 在宅勤務におけるICTを活用したテレワークの実施について

今回のような緊急時においては、ICTを活用したテレワークが業務の継続性からも極めて有効である。

その実施にあたっては、学校設置者や各学校の平常時の一律の各種ICT利用のルールにとらわれることなく、学校の端末を持ち帰ったり、家庭の端末を利用したりして、各教職員が情報管理に十分配慮しつつ、ICT環境を最大限活用すること。

その際には、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールが不要なブラウザ上で使えるサービスを適正かつ積極的に活用することで、成績情報等の機微情報を物理的に持ち運ぶ必要もなくなる。

一方、他の手段がなくやむを得ずUSB等の記録媒体を用いて機微情報を運ぶ場合には、ファイルの暗号化、記録媒体そのものの保護の徹底、作業後の確実な削除、ウイルスチェックなど、各教職員が機微情報の扱いに細心の注意を払うこと。

## 目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現

### 児童生徒の端末整備支援

① 「1人1台端末」の早期実現 1,951億円

令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援、令和元年度補正措置済（小5,6、中1）に加え、残りの中2,3、小1～4すべてを措置

対象：国・公・私立の小・中・特支等  
国公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

⑥ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等  
国立、公立：定額、私立：1/2

### 学校ネットワーク環境の全校整備 71億円

② 整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援

対象：公立の小・中・特支、高等学校等  
公立：1/2

### GIGAスクールサポーターの配置 105億円

⑤ 急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等  
国立：定額、公私立：1/2

### 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円

③ Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等  
国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円

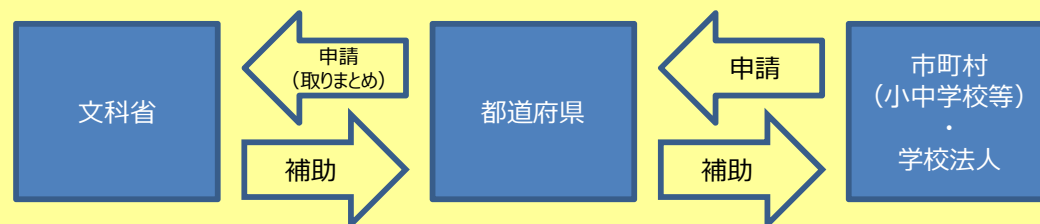
④ 臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等  
公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

### 施策の想定スキーム図



※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

### (1) 「1人1台端末」の早期実現

1,951億円

#### 事業概要

国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備  
(令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援、令和元年度補正措置済  
(小5,6、中1)に加え、残りの中2,3、小1~4すべてを措置)

#### 事業スキーム

- 公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等  
補助割合：定額（上限4.5万円）※市町村は都道府県を通じて国に申請
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円）
- 国立** 補助対象：国立大学法人  
補助割合：定額（上限4.5万円）



# 「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業

## 主旨

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。
- 多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるために、**高速大容量の通信ネットワークを前提とした児童生徒 1 人 1 台端末**を整備する。

## 概要

- 事業名 : 公立学校情報機器整備費補助金
- 対象学校種 : 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（※）、特別支援学校（※）  
※義務教育課程のみを対象
- 交付決定単位 : 設置者（都道府県立学校は都道府県、市区町村立学校は市区町村 など）
- 算定割合 : 定額（1台4.5万円を上限（1台4,5万円を下回る場合は実費））  
※へき地学校等は2%を加算した額を上限として補助
- 補助対象機器 : 地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台端末）を超えて、児童生徒1人1台端末を新規に整備又は更新するために要する経費

## 留意事項

- 本補助金は、購入の場合は地方公共団体が都道府県を通じて国に申請、リース方式の場合は地方公共団体と共同申請する事業者が、共同で都道府県を通じて国に申請する**新たに創設される国庫補助制度**。
- 「知見の少ない自治体でも容易な整備」「大量調達となることで、産業界との交渉力の向上」「都道府県による教員研修やICT利活用の推進」等の効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、**都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画を推奨**。

## 補助対象機器等

- ・ 学習者用コンピュータ
- ・ 機器の運搬搬入費、機器の設置・据え付け費用

※ タブレット型コンピュータ等の場合は、原則としてハードウェアのキーボードを有すること、又は接続可能であること。

※ 地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超えて、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータを新規整備又は更新に要する経費とする。

※ 機器等の接続確認、トラブル対応等は、ICT支援員やICT活用教育アドバイザー等を積極的に活用することにより支援することとする。

## 補助対象外となるもの

- ・ 有償のソフトウェアに係る経費
- ・ 有償の保守・保証契約に係る経費
- ・ 予備となるもの（故障対応の機器等）
- ・ 消耗品、備品（タブレット型コンピュータのカバー等）
- ・ 購入したシステム・ソフトウェアに係る研修費用、操作のための講習会費 等

## 算定方法

1台4.5万円を上限に定額補助（へき地学校等は2%加算した額を上限として補助）  
なお、1台4.5万円を下回る場合は、実費とする。

# 児童生徒1人1台端末の整備について

## ○需給調査の実施

全国規模での大量調達や世界規模での供給不安定の中、各自治体における迅速な調達・整備を進めるため、各自治体の需要見込みや調達状況について文科省が随時情報を収集し、必要な供給事業者と共有。（家庭学習のための通信機器もあわせて実施）

### （整備にあたっての留意事項）

#### ・共同調達について

都道府県単位の共同調達を推奨するが、今般の緊急時において早急に端末整備を行う希望がある場合は、緊急性に鑑みた調達も視野に

#### ・端末の調達について

サプライチェーン・リスクに対応するなど、サイバーセキュリティ上の悪影響を軽減するための措置を必要とすること

（令和2年3月3日 文部科学省「標準仕様書」より）

# 従来の学校パソコン



多くのソフトウェア

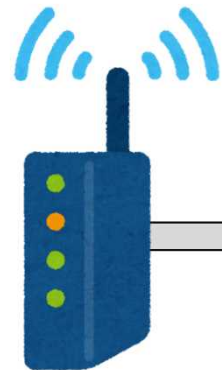
本当に使っている？コストだけかかってない？

ソフトウェアを処理するための  
大容量ハードディスクメモリなど

過大なスペック  
メンテナンスが大変  
高コスト

通信回線が細い 動画も音声もやり取りできない。意味ない。

# GIGAスクール：全く新しいICT環境



高速大容量、機密性が高く  
安価な通信ネットワーク



端末はシンプルに

壊れにくくメンテナンスも楽、安価

クラウド活用

ソフトウェアもデータ保存も集中管理  
管理も楽、災害にも強い

# GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備 基本モデル例

## 概要

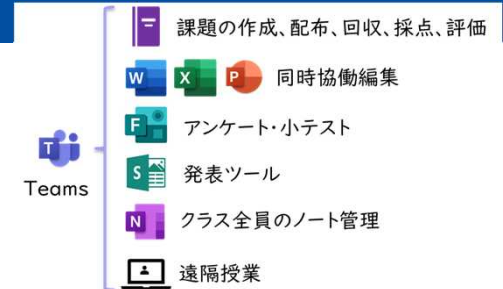
「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業において、高速大容量の通信ネットワークを前提とした、端末1台あたり4.5万円の補助金を交付します。本資料では、現在教育用に無償で提供されている学習用ツールのライセンスを利用しながら4.5万円で端末を整備するモデル例を提示します。

### モデル例1. Windows OS端末 × 教育機関向けOffice 365 A1ライセンス(無償)



Windows端末  
(キーボード付)

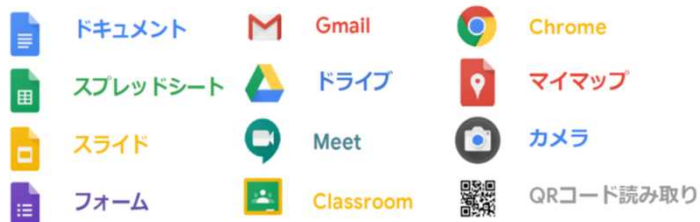
ブラウザ版の Word、Excel、PowerPoint といったオフィス機能や Forms（アンケート・小テスト機能）や Sway といった発表ツールが利用可能です。さらに Teams（右図）を使えば、クラスごとに課題を配布・回収・採点したり、Word、Excel、PowerPointなどのファイルを同時に協働編集が行えます。併せて遠隔授業のためのWeb会議、OneNoteでクラス全員のノートの管理も行え、これらは全て無償で利用が可能です。また、既にご利用の周辺機器やプリンタへの接続も円滑に行えたり、Scratchをはじめ、多くのプログラミング教材（アプリケーション）をローカルディスクにインストールすることができます。Office365 A1については、Chromebook、iPadでもブラウザから利用可能です。



### モデル例2. Chrome OS端末 × G Suite for Education ライセンス(無償)



Chromebook  
(キーボード付)



ドキュメント（ワープロ）、スプレッドシート（表計算）、スライド（プレゼンテーション）、フォーム（アンケート）、Meet（テレビ会議）といったアプリをすべて無償でブラウザ上で利用可能です。ファイルもすべてクラウド上に保存され、児童生徒同士で同時に共同編集することができます。また、教育向けの無償協働学習支援ツール「Classroom」を利用することで、児童生徒に教材を配布したり、配布した課題の進捗管理を行うことも可能です。また、G Suite for EducationはWindows端末、iPadでも利用可能です。

### モデル例3. iPadOS端末 × Apple社が提供する無償の教育用App (無償)



iPad第7世代  
+キーボード



Keynote(プレゼンテーション)、Numbers (表計算)、Pages (ワープロ) といったオフィス機能を持ったアプリやiMovie、GarageBand&Clipsといった動画・音楽編集アプリ、Swift Playgrounds (プログラミング教材) やFaceTime (ビデオ会議) などが無償で提供されており、端末内のローカルでも利用可能です。さらに、教育向けに無償で提供されている協働学習ツール「クラスルーム(右図)」を利用すると、教員用端末から一覧で学習者用端末の状態を確認したり、画面をコントロールできます。



※校内LANを通じて上記のような学習用ツールを端末から利用するための設計/設定については、初年度校内LAN環境構築に必要な費用として、「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業にて整備するものとする。 ※上記3 OSが提供するもの以外にも教育利用可能なクラウドサービスは存在するため、選択肢の1つとして検討すること。

# 「GIGAスクール 自治体ピッチ」紹介ページ

GIGAスクール構想に係る1人1台端末整備事業において、補助対象で構成される**基本パッケージ**と、先進自治体での実績のあるネットワークやアプリケーション等も含めた**応用的なパッケージ**の2種類について、「OS」「画面サイズ」「価格」などを一覧化し、会社別に掲載しています。 <https://www.learning-innovation.go.jp/giga/>



## GIGAスクール端末補助事業 各社提供メニュー

▼ 基本パッケージ

▼ 応用パッケージ

### 基本パッケージ

#### 株式会社電算システム



OS : ChromeOS  
画面サイズ : 11.6インチ  
価格 (円) : 45,000円

Chromebookを生徒が箱から開けてすぐに使えるよう、MDM機能をキティングしてお届けするパッケージ。

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

#### SB C&S株式会社



OS : iPad OS  
画面サイズ : 10.2インチ  
価格 (円) : 参考価格 45,000円 (税込)

直感性と優れたハードウェア品質、安心のプライバシーとセキュリティ、豊富なアプリ、管理運用 (MDM)、キーボードの基本パッケージのご案内

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

#### SB C&S株式会社



OS : Windows 10 pro  
画面サイズ : 10インチ  
価格 (円) : 参考価格 45,000円 (税込)

Microsoft 365 Education GIGA Promoを内包したWindows 10 Pro搭載のノートPC基本パッケージのご案内

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

#### SB C&S株式会社



OS : Chrome OS  
画面サイズ : 10インチ  
価格 (円) : 45,000円 (税込)

Chrome 純正MDMを内包したChrome OS搭載のノートPC基本パッケージのご案内

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

#### NTTコミュニケーションズ株式会社



OS : Windows 10 Pro  
画面サイズ : 10.1インチ  
価格 (円) : 44,990円 (税込)

Lenovo IdeaPad D330にまなびポケット (授業支援システム、個別学習教材等を搭載) や端末管理ツール等をパッケージ化して提供、学校での活用をサポートします。

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

#### NTTコミュニケーションズ株式会社



OS : Chrome OS  
画面サイズ : 11.6インチ  
価格 (円) : 44,990円 (税込)

Lenovo 300e Chromebookにまなびポケット (授業支援システム、個別学習教材等を搭載) や端末管理ツール等をパッケージ化して提供、学校での活用をサポートします。

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

#### デル株式会社



OS : Chrome OS  
画面サイズ : 11.6インチ  
価格 (円) : オープン価格

Dell Chromebook 3100 2-in-1 "文具の様なICTツール"

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

#### デル株式会社



OS : Chrome OS  
画面サイズ : 11.6インチ  
価格 (円) : オープン価格

Dell Chromebook 3100 "全てをWebに"

[詳細はこちら \(PDF\)](#)

## (2) 学校ネットワーク環境の全校整備 71億円

### 事業概要

全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**  
(整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援)

### 事業スキーム

**公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村  
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請  
※私立と国立は、令和元年度補正予算において措置

# 「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業

## 主旨

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。
- 多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるために、**児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワーク**を整備する。

## 概要

- 事業名 : 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金  
対象学校種 : 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校  
※電源キャビネットは義務教育課程のみを対象  
交付決定単位 : 設置者（都道府県立学校は都道府県、市区町村立学校は市区町村 など）  
算定割合 : 1/2  
補助上下限 : 〔上限額〕学校単位で3千万円  
〔下限額〕学校設置者単位で400万円  
算定方法 : 次頁参照

## 留意事項

- 本補助金は、「学校施設環境改善交付金」の対象となっていた大規模改造（校内LAN）（※）とは異なり、**新たに創設される国庫補助制度**。  
※ 校内LANの整備については、平成12年度に大規模改造（校内LAN）として補助メニューが創設され、事業の整理統合の観点から、当該補助メニューは平成30年度限りとなっている。
- 予算執行の各種手続は、文部科学省の窓口を情報教育・外国語教育課が担当し、都道府県教育委員会が域内市区町村の事業の取りまとめを行う、**学校施設環境改善交付金やブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金と同じスキーム**。



## 補助対象機器

### 校内LAN整備工事

校内LANを新設又は更新するために要する経費とする。

a. 幹線、支線ケーブル（公共ケーブルからの引き込みを含む。）サーバー、ルーター、ハブ、情報コンセント、ソフト（校内LANとして機能するために最低限必要なものに限る。）等

※ 本工事で使用するLANケーブルについて、基幹部分については原則10Gbps以上（カテゴリ-6A以上）とする。

※ 校内LAN整備の施設整備と一体として無線アクセスポイントの整備を行う場合、無線アクセスポイントも含めて補助対象とする。

b. 情報化に対応するため必要となる内部改造工事（電源工事等）及び校内LAN整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費

c. 校内LAN設計・調査について、当該事業と一体不可分となる初年度に必要となるネットワークの設計・調査の経費

※ なお、機器等の接続確認、トラブル対応等は、ICT支援員やICT活用教育アドバイザー等を積極的に活用することにより支援することとする。

### 電源キャビネット整備工事

（①校内LANとともに一体として整備する学校、②既に1Gbps以上ネットワークが整備されている学校、又は③LTEによる対応を計画又は対応済みの学校を対象）

電源キャビネットを校内LAN整備と一体として新設又は更新するために要する経費とする。

a. 電源キャビネット整備に伴う本工事費

※ 建物に固着したもの。

b. 電源キャビネット整備に必要な内部改造工事及び電源キャビネット整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費

c. 当該事業と一体不可分となる附帯工事

## 算定方法

・設置者単位で校内LAN整備工事、電源キャビネット整備工事の実工事費（設置者の積算額等）と算定額（補助単価に基づき算定した額）を比較して低額な方を採用する。

・実工事費の算定に際しては、複数社からの見積もりを適切に審査したものや、公的刊行物、又は学校設置者が定めている単価、その他適切に審査された単価によること。

# 校内LAN及び電源キャビネット整備費見直し 助言事例

## 事例1 A市（34教室の整備を想定して積算【平均学級数：14】）

・無線AP(代替機1台含む)	35台	350万円
・無線AP ACアダプタ	35式	35万円
・無線AP 設計・設定作業費	1式	34万円
・無線AP 壁取付工事及び教室内LAN配線(Cat6A)	33式	165万円
・無線AP 体育館LAN配線(Cat6A)	1式	140万円
・無線AP 保守・運用費(5年)	5年	70万円
・フロアスイッチ(10Gbps対応)	8台	160万円
・校内LAN工事費	1式	750万円
・実施設計費	1式	170万円
合計		1,874万円 (税込)

### 【見直し助言の内容】

- 学校によっては、無線APの台数が普通教室数の2倍を超えている。  
※当該自治体では、申請校の計177学級に対して、337台の設置を計画。  
177学級+aに収めれば、100台以上の費用及び関係工事費は不要（△180万円/校）。  
※スイッチから無線APまでのLANケーブルをCat6AからCat5eに見直すことにより、工事費をさらに削減できる。
- 無線AP ACアダプタはスイッチがPoE対応であれば不要（△35万円）
- 体育館への無線AP設置工事が高額140万円(△120万円)(1,000円/m材工共×100m位)。
- 校内LAN工事が一式で内訳は不明。また、工事費がざっくりと算定されており、  
※当該自治体では、38学級で900万円、8学級で450万円となっている。LAN工事の総額は、8,140万円（1校あたり740万円）、1校平均16学級として、標準的なLAN工事は事例より150~200万円程である(△500万円/校)
- 無線APにおける代替機、保守・運用費は補助対象外(△70万円)
- スイッチがハイグレード(10Gbps対応)であることと、各学校の設置台数(計85台)が多いことから、スイッチの仕様の見直しと設置台数の抑制により低減可能。  
※11校×4台=44台、フロアスイッチ1Gbps対応(10万円)に見直す(△130万円/校)。
- 実施設計費が割高。仮に1校30万円で11校として試算（△140万円/校）

### ○上記を踏まえた見直しの結果

1校平均**1,874万円**の見積 → **699万円**まで減額  
(A市の文科省単価における1校当たりの算定額7,668万円÷11校=697万円)

## 事例2 B市（22教室の整備を想定して積算【平均学級数：8.8】）

・無線AP(取付金物代含む)	22台	134万円
・無線コントローラ(22式分のライセンス料含む)	1式	57万円
・フロアスイッチ(10Gbps対応)	13台	749万円
・L3スイッチ(10Gbps対応)	1台	58万円
・電源キャビネット(44台収納・タイマー付)	22台	562万円
・4芯光ファイバケーブル	1,180m	82万円
・UTPケーブル(Cat6A)	1,820m	32万円
・HUB収納ボックス	14式	82万円
・その他材料費		111万円
・基本設計費		80万円
・機器設定費		135万円
・工事費		653万円
・諸経費(運搬交通費・現場経費・一般管理費・法定福利費・安全衛生経費)		145万円
合計		2,880万円 (税込)

### 【見直し助言の内容】

- 22教室で算定しているが、1学校あたりの平均学級数は、8.8学級。  
→無線APの台数が22台と過剰であり、9台+aが適正（△50万円）  
→電源キャビネットも22台に対して、平均学級の9台で十分（△330万円）
- 無線AP自身にコントローラ機能を持つ機種もあるため、無線コントローラライセンスの必要性が疑問。また、必要性を確認したとして、22式は多い（△40万円）
- スイッチ関係の単価が光ケーブルを使用している関係で高価(58万円)。また、台数も多すぎる(14台)。（基幹+4フロアの5台で50万円として、△750万円）
- 各種機器の設計・設定費が高額。合計215万円（△150万円）
- 幹線に光ファイバケーブルを使用している関係で全体的高価となっている。光ファイバケーブル関係だけで200万円以上（Cat6Aで計画し直して、△200万円）。
- 情報コンセントの設置を計画しているが、情報コンセントを使用せず、直接無線APにLANケーブルを接続することで工事費を節約が可能。
- 作業工数が多いため全体的に上振れしている。（22教室の想定が高止まりしている原因）（△400万円）
- 工事費の見直しにより諸経費が低減。  
20%程度 → [1000万円-(5)200万円-(7)400万円×20%=80万円 △65万円]

### ○上記を踏まえた見直しの結果

1校平均**2,880万円**の見積 → **895万円**まで減額  
(B市の文科省単価における1校当たりの算定額13,408万円÷16校=840万円)

- 新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子供たちが家庭においても学習を継続できる環境を整備しておくことが必要。
- このため、子供の学びの保障と教育の機会均等の観点から、児童生徒に貸し出し可能なモバイルWi-FiルーターやUSB型LTEデータ通信機器（USB dongle）などの可搬型通信機器を学校に一定数整備することにより、Wi-Fi環境を整えられない家庭においても家庭学習が可能となるインターネット通信環境を提供する。

## 【対象となる学校種】

国・公・私立の小・中・特支等

【国立】 補助対象：国立大学法人

補助割合：定額（上限1.0万円）

【公立】 補助対象：都道府県、市町村

補助割合：定額（上限1.0万円）

【私立】 補助対象：学校法人

補助割合：1/2（上限1.0万円）

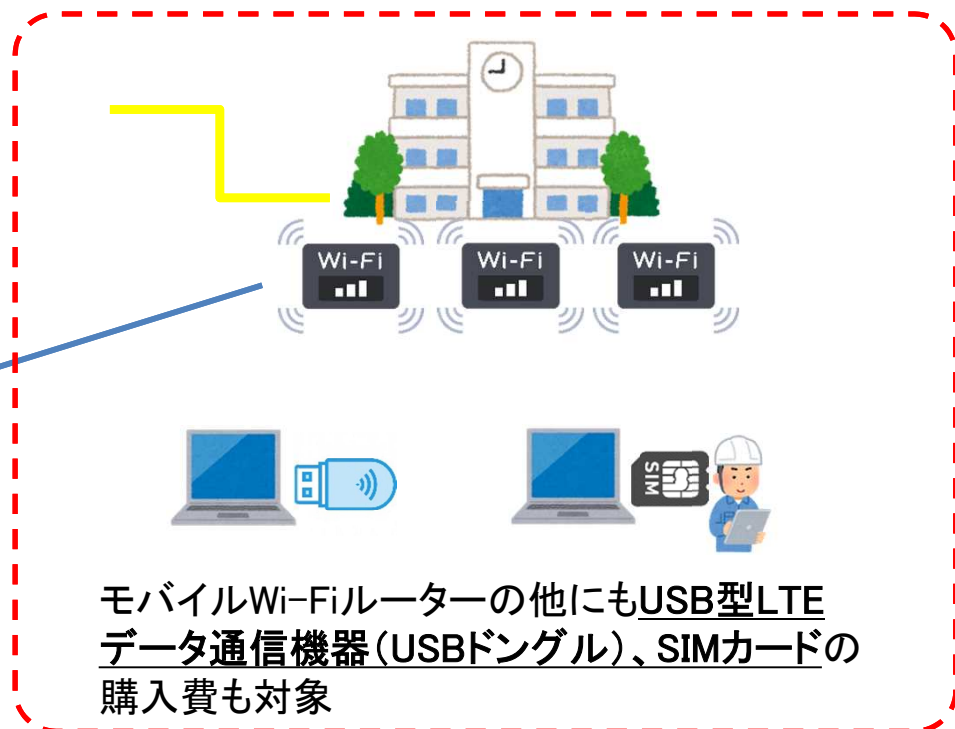
※必要な者に貸与が出来るよう、低所得者世帯への貸与用として整備する場合に補助。

## 家庭での利用



## モバイルWi-Fiルーターを貸与

(経済的にWi-Fiを用意できない児童生徒)



# 家庭学習のための通信機器整備支援事業 制度概要（案）

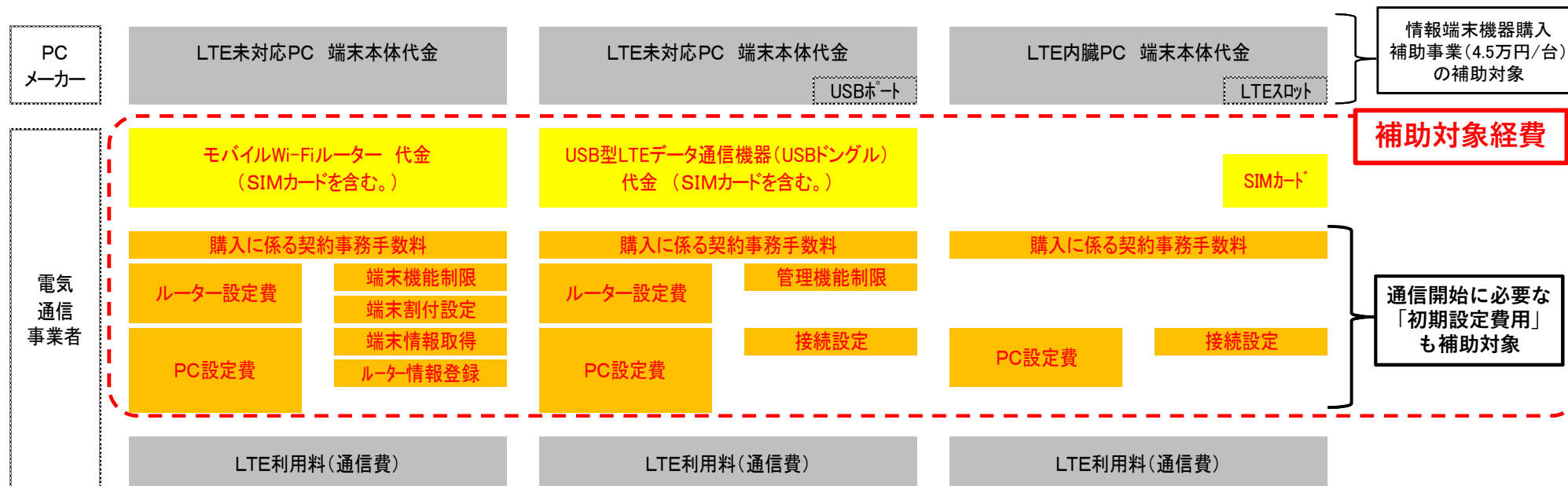
## 制度の趣旨

- 新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子供たちが家庭においても学習を継続できる環境を整備しておくことが必要。
- このため、子供の学びの保障と教育の機会均等の観点から、児童生徒に貸し出し可能なモバイルWi-FiルーターやUSB型LTEデータ通信機器（USB dongle）などの可搬型通信機器を学校に一定数整備することにより、Wi-Fi環境が整えられない家庭においても家庭学習が可能となるインターネット通信環境を提供する。

## 制度の概要

事業名	家庭学習のための通信機器整備支援事業（公立学校情報機器整備費補助金の1メニュー）
補助事業者	都道府県（都道府県立学校分）及び市町村（市町村立学校分）
対象学校種	公立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）
補助対象経費	補助対象の学校に在籍する児童・生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動において、インターネットを利用するために必要となる <u>インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器（USB dongle）、SIMカード）の購入費（初期設定費を含む。）</u> 。
補助率	定額（機器1式当たり1万円が上限）

## 補助対象経費のイメージ



## 補助金の配分方針

### 1. 補助上限額の算定方法

補助事業者毎に、次の  $(① + ②) \times ③ \times 1 \text{万円}$  で得た額を補助上限額とする。

- ① 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）  
就学援助費を受給している世帯の児童生徒数（R1年度）
- ② 特別支援学校（小・中学部）  
特別支援教育就学奨励費（第1段階の支弁区分）を受給している世帯の児童生徒数（R1年度）
- ③ 調整率  $(1,408,896(\ast) / ① + ② \text{の全国総数})$  ※予算積算上の対象児童生徒数

### 2. 補助金交付額 補助申請額と上限額のどちらか小さい方（予算の範囲内）

# 法人契約における携帯各社の通信料金について

- ・ 携帯各社の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う支援措置は、個人向けのものであり、法人向け（自治体が契約する場合など）には適用されない。
- ・ 通信端末等の整備に係る電気通信事業者等との契約の際には、個々の契約の相対条件として様々なオプションが考えられるところであり、各自治体の状況に応じた適切なオプションについて電気通信事業者等と相談・調整いただきたい。

(例)

①一括契約による通信料金のボリュームディスカウント

②必要な通信端末

（モバイルWi-Fiルータ、USB型データ通信端末、LTE内蔵PC、スマートフォン等）

や通信量・契約期間に応じた通常より価格を抑えた料金プラン

③通信端末等の割引・一定期間通信量無制限・途中解約制限（違約金）無しのプランの活用

- ◆ 子供たちの学びを保障できるよう、今回のコロナウイルス感染症のみならず自然災害の発生等による**学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と児童生徒とのやりとりが円滑にできる環境が必要。**
- ◆ このため、同時双方向で教師と児童生徒とのやりとりを円滑に行うために、**学校側で教師が使うカメラやマイクなど、遠隔学習に対応した設備を整備する。**

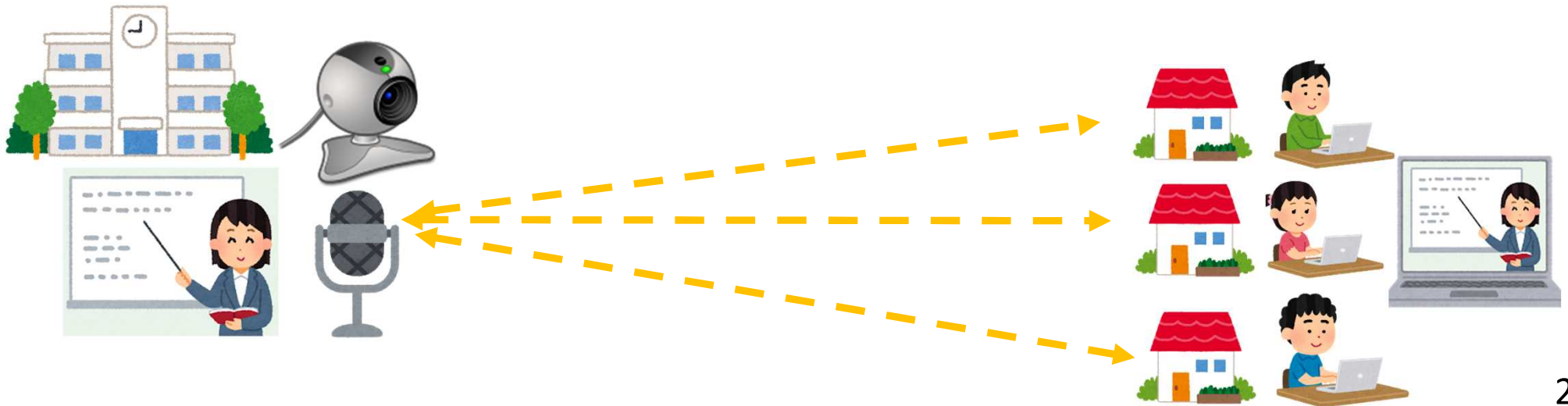
## 【対象となる学校種】

国・公・私立の小・中・高校・特支等

【国立】	補助対象：国立大学法人	補助割合：定額	(上限3.5万円)
【公立】	補助対象：都道府県、市町村	補助割合：1/2※	(上限3.5万円)
【私立】	補助対象：学校法人	補助割合：1/2※	(上限3.5万円)

## 《※ 1/2補助の算定イメージ》

4万円(購入費) > 3.5万円(上限額) → 3.5万円 × 1/2 = 1.75万円 (補助額)  
3万円(購入費) < 3.5万円(上限額) → 3.0万円 × 1/2 = 1.50万円 (補助額)



# 学校からの遠隔学習機能の強化事業 制度概要（案）

## 制度の趣旨

- 子供たちの学びを保障できるよう、今回のコロナウイルス感染症のみならず自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と児童生徒とのやりとりが円滑にできる環境が必要。
- このため、同時双方向で教師と児童生徒とのやりとりを円滑に行うために、学校側で教師が使うカメラやマイクなど、遠隔学習に対応した設備を整備する。

## 制度の概要

事業名	学校からの遠隔学習の強化事業（公立学校情報機器整備費補助金の1メニュー）
補助事業者	都道府県（都道府県立学校分）及び市町村（市町村立学校分）
対象学校種	公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
補助対象経費	補助対象校において、 <u>遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、マイク、これらの附属品）の購入費。</u> ※パソコン等のコンピュータ端末、有償の保守・保障契約に係る経費は補助対象外
補助率	1 / 2 ※補助対象経費の <u>1校当たり上限額は3.5万円</u>  《算定イメージ》 4万円(購入費) > 3.5万円(上限額) → 3.5万円 × 1/2 = 1.75万円（補助額） 3万円(購入費) < 3.5万円(上限額) → 3.0万円 × 1/2 = 1.50万円（補助額）
補助金の配分方針	予算の範囲内で一律配分。



災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保証できる環境を早急に実現するため、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」を加速することが必要であるが、学校の人的体制は不十分である。

このため、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、学校における **ICT環境整備の設計** や **使用マニュアル（ルール）の作成** などを行う **ICT技術者の学校への配置経費を支援** する。

## (GIGAスクールサポーターの業務例)



(4校に1人の地財措置)  
授業支援、日常メンテナンス等



(4校に2人)



外部人材の活用  
専門性を活かした運用支援等

## 【対象校】

国・公・私立の小・中・高校・特支等

## 【支援】

### 国立

補助対象：国立大学法人  
補助割合：定額

### 公立、私立

補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等、学校法人  
補助割合：1/2

## 【人材】

ICT関係企業OBなどICT環境整備等の知見を有する者

## ICT活用教育アドバイザー

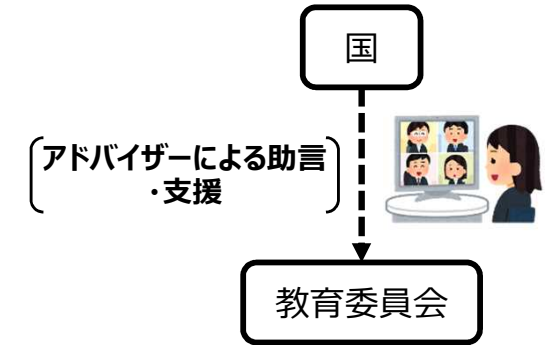
<令和2年度文部科学省事業 5月11日より相談窓口開設>

### <事業の流れ>

国がアドバイザーを手配し、**各教育委員会等**に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化に関する全般的な助言・支援を行う  
※ アドバイザー：大学教員や先進自治体職員など、教育の情報化の知見を有する者

### <主な業務内容>

ICT環境整備の計画、端末・ネットワーク等の調達方法、セキュリティ対策、ICT活用（遠隔教育含む）に関する助言 等



## GIGAスクールサポーター

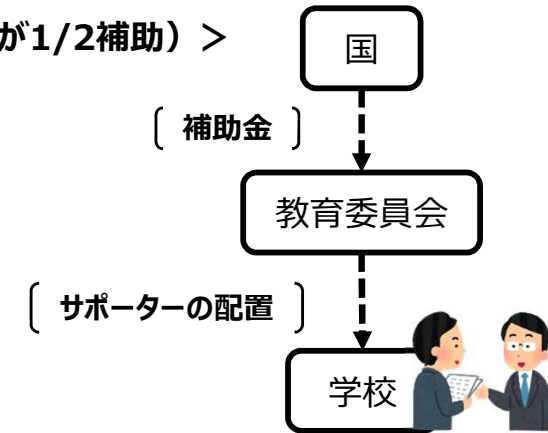
<令和2年度補正予算 105億円（自治体に対し、国が1/2補助）>

### <事業の流れ>

**各教育委員会等**が国の補助金等を活用して、サポーターを募集・配置し、学校における環境整備の初期対応を行う  
※ サポーター：ICT関係企業の人材など、特にICT技術に知見を有する者

### <主な業務内容>

学校におけるICT環境整備の設計、工事・納品における事業者対応、端末等の使用マニュアル・ルールの作成 等



## ICT支援員

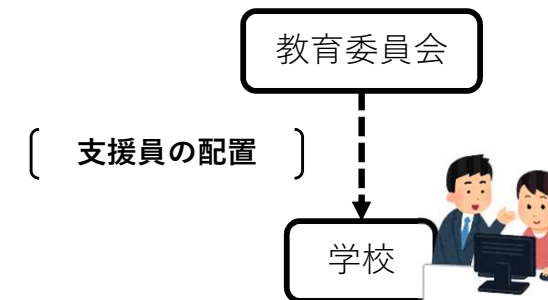
<4校に1人分、地方財政措置>

### <事業の流れ>

**各教育委員会等**が地方財政措置を活用して支援員を募集・配置し、日常的な教員のICT活用の支援を行う  
※ 支援員：業務に応じて必要な知見を有する者

### <主な業務内容>

授業計画の作成支援、ICT機器の準備・操作支援、校務システムの活用支援、メンテナンス支援、研修支援 等



# G I G Aスクールサポーター配置支援事業（案）

## 制度の趣旨

- 災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保證できる環境を早急に実現するため、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」を加速することが必要であるが、学校の人的体制は不十分である。
- このため、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、学校における I C T環境整備の設計や使用マニュアル（ルール）の作成などを行うICT技術者の学校への配置経費を支援する。

## 制度の概要

事業名	G I G Aスクールサポーター配置支援事業（公立学校情報機器整備費補助金の1メニュー）
補助事業者	都道府県（都道府県立学校分）及び市町村（市町村立学校分）
対象学校種	公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
補助対象経費	補助対象校において、 <u>学校におけるICT環境整備の設計</u> や <u>使用マニュアル（ルール）の作成</u> などを行うための <u>ICT技術者の配置に要する経費</u> ※ G I G Aスクールサポーターの業務内容 ICT環境整備の設計、工事や納品対応、使用マニュアル（ルール）の作成、使用方法周知 など ※ 配置の際の雇用形態 直接雇用、委託契約、派遣契約 など
補助率	1 / 2 《標準イメージ》 (4校に2名) (雇用単価/年) (半年) (補助率) 対象学校数 ÷ 4 × 2 × 年間230万円 × 1/2 × 1/2
補助金の配分方針	標準イメージを基に自治体ごとに標準補助額を算定する ※ 予算の範囲内で標準補助額を超えた配分も検討

## 補助金の配分方針（詳細）

### 1. 補助事業者ごとの枠の設定

- 補助事業者毎に、次の算定式による標準イメージを基に標準補助額を算定。

≪標準補助額≫

$$\text{補助事業者における対象学校数} \div \text{4} \times \text{2} \times \text{230万円} \times \text{1/2} \times \text{1/2}$$

(4校に2人)      (雇用単価/年)      (半年)      (補助率)

- ※ ただし、設置校3校以下の補助事業者については115万円（当該事業者の事業費の1/2まで）とする。  
例えば、自治体の域内学校数が1校の場合、補助額が28.7万円となり人材確保が難しくなるため。

- 全自治体に対して要望調査を実施し、以下の考え方で補助金を配分。

(1) 「補助金要望額」 ≤ 「当該自治体の標準補助額」の自治体

⇒ 「補助金要望額」どおりに配分

(2) 「補助金要望額」 > 「当該自治体の標準補助額」の自治体

① （補助金を希望しない団体がある場合等）補助金全体で剰余が発生する場合

⇒ 「標準補助額」に加えて「全団体の要望額」に占める「当該団体の要望額」の割合に応じて剰余額を配分

※ ただし、当該団体の事業費の1/2まで。

② 補助金全体で剰余が発生しない場合

⇒ 「標準補助額」を配分

### 2. 補助事業者における補助金執行の考え方

- 事業の趣旨や国における補助金の配分方針を踏まえつつ、補助金配分額の範囲内であれば、**地域や学校の実情に応じて効果的に環境の整備等を支援**するという観点から、**補助事業者において弾力的な運用も可能**とする。

（弾力的な運用の例）

- ・ 1人のサポーターが担当する学校数を増やす代わりに、単価の高い優秀な人材を雇用
- ・ 整備期間が長引くため、1人のサポーターが担当する学校数を増やす代わりに配置期間を1年間に延長 等

# 障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備

令和2年度補正予算額 1070百万円

## 背景

**障害のある児童生徒においては、情報機器端末を活用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い特別な入出力支援装置が必要な場合がある。**障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、**一人一人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援する。**

※令和元年度補正予算でも、GIGAスクール構想の実現における端末機器の補助額（上限4万5千円）の範囲において、基盤的な入出力支援装置は補助対象となっている。

例

### ➤ 視覚情報を点字化

パソコン上の文字を点字で出力する装置。授業において、あらかじめ点字化された教材だけでなく、パソコン上の情報も教材として活用することができる。

#### <点字ディスプレイ>



### ➤ 音声を文字化

#### <音声文字変換システム>

音声を文字化し、手元のパソコンに表示するシステム。授業中の教師の説明を文字として受けとることにより、理解が容易になる。

### ➤ 表現方法の広がり

#### <視線入力装置>



視線の動きにより、パソコン上の文字等の入力を可能にする装置。パソコンを通じて、絵等の様々な表現も可能となる。

**<支援スキーム> 障害のある児童生徒数（特別支援学校、小中学校等）に応じて算定される金額を上限に、自治体、国立大学法人、学校法人に対して補助。**

国

定額補助

都道府県・市区町村(特別支援学校・小中学校等)

定額補助

国立大学法人(附属学校)

補助率1/2

学校法人(私立学校)

(支援装置の例)

- ・ 音声読み上げソフト
- ・ 点字ディスプレイ
- ・ 音声文字変換システム
- ・ 視線入力装置
- ・ 視線入力装置ソフト
- ・ ボタンマウス
- ・ ブレススイッチ 等

# 公立学校入出力支援装置購入事業

## 制度の主旨

障害のある児童生徒においては、情報機器端末を使用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い入出力支援装置が必要な場合がある。障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援する。

## 制度の概要

事業名 : 公立学校入出力支援装置購入事業(公立学校情報機器整備費補助金の1メニュー)

補助事業者 : 都道府県(都道府県立学校分)及び市町村(市町村立学校分)

対象学校種 : 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)  
特別支援学校(小学部・中学部)

補助対象経費 : 障害により端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の整備に要する経費  
(支援装置の例)・音声読み上げソフト ・点字ディスプレイ ・音声文字変換システム  
・視線入力装置 ・ボタンマウス ・ブレススイッチ 等

補助率 : 定額(但し、個別の入出力支援装置の下限額を1万円とする)

### 補助金の

配分方針 : 都道府県ごとに、上限の目安を百万円単位で提示した上で、域内の市町村立学校における整備分も含めた補助総額を算定し、予算の範囲内で配分

### 補助事業者の

留意事項 : 特に特別支援学校以外の学校種における入出力支援装置の選定に当たっては、特別支援学校のセンタ一的機能や外部専門家の専門性を活用するなど、一人一人に応じた入出力支援装置を整備できるよう工夫する。

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

内閣府HP : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

## 概要

- **補正予算計上額** 1兆円
- **交付対象等**
  1. 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
  2. 交付方法：**実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業**の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付  
(※交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象)
  3. 交付限度額：人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定
- **使途**

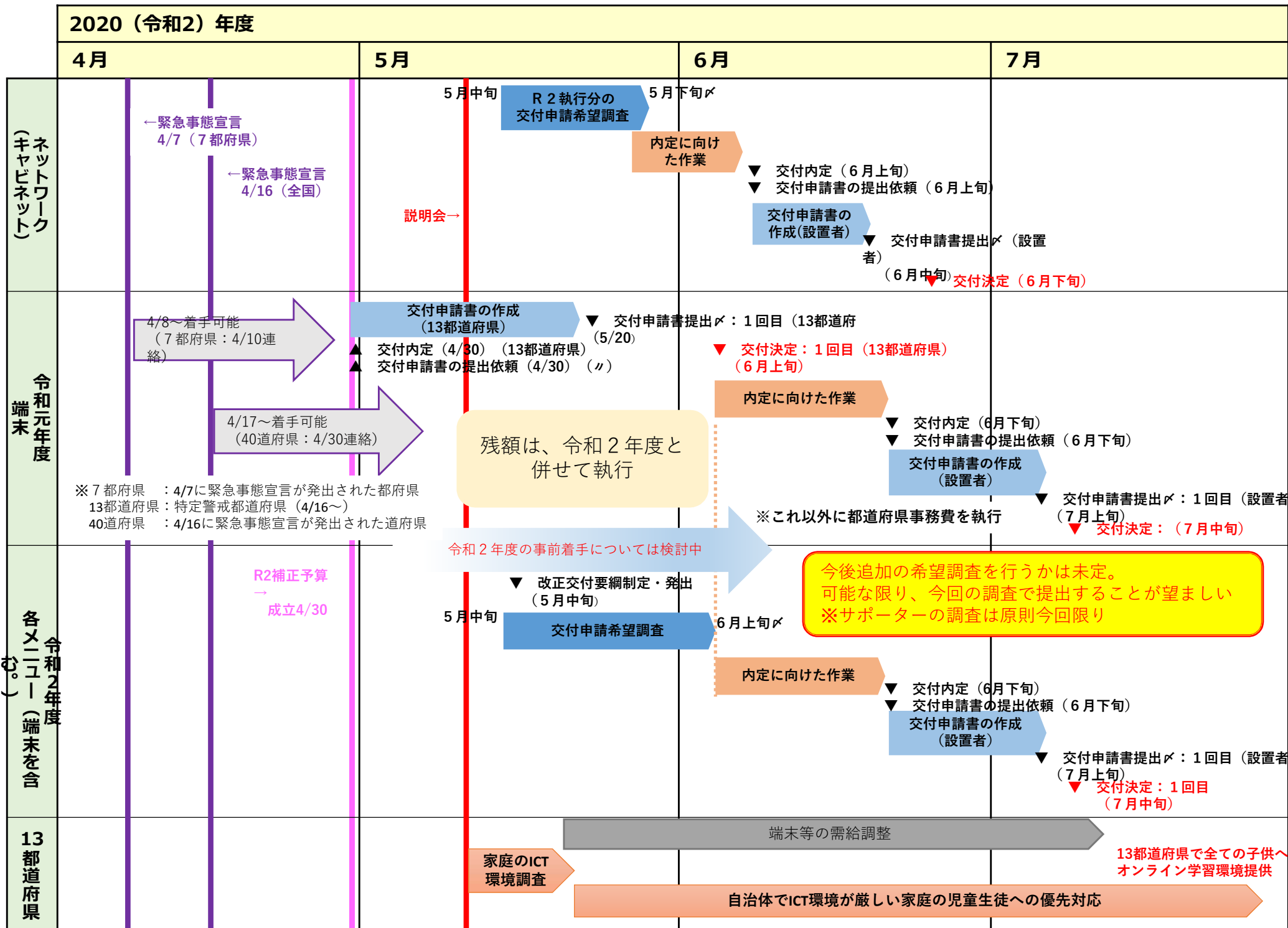
地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

  - ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
  - ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当

## 活用事例集抜粋

### 103.遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業

学校の臨時休業等の期間中も切れ目ない学習環境を提供するため、**支援の必要な家庭等に対する通信費**などのオンライン学習のための費用や**高等学校・大学等の端末・モバイルルーターの整備**、EdTechツールの導入に係る費用、障がいのある児童生徒のための入出力支援装置の整備の助成など、GIGAスクール構想関連事業等との連携による**児童生徒・学生や教員が学校・自宅で使うICT環境の整備・運用経費等のうち、他の支援施策の対象とならない又は超える部分**に充当。





# ICT活用教育アドバイザー等へのお問合せについて

専門的な知見を持つICT活用教育アドバイザー等が、GIGAスクール構想の実現に向けて教育情報化を進める際の「疑問」や「相談」にお答えします！

※ 助言・支援に係る教育委員会等の費用負担はありません。

※ 相談内容等に応じてリモート(テレビ会議、電話)又は訪問の形となります。

## 相談例

例えばこんなことでお困りでしたらご相談ください。

「ICT環境整備に関する計画策定ってどうすればよい？」

「ICT環境整備の仕様書作成や見積りの精査のやり方が分からない」

「学校のセキュリティを確保するにはどうすればよいか？」

「どのようにICTを活用すれば効果的な指導に繋がるのか？」

文部科学省委託事業「ICT活用教育アドバイザーの活用事業」事務局

お問合せ窓口

5.11(Mon) OPEN!

HPで

<https://www.oetc.jp/ict/top/>

メールで

[infogiga@oetc.jp](mailto:infogiga@oetc.jp)

電話で

03-4363-0354

電話受付時間：10:00~16:00

(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

## 質問の受付方法について

- 令和2年5月8日（金）発出の事務連絡に添付されている質問受付様式に質問事項を記入、各都道府県教育委員会で1つのファイルにとりまとめの上、ICT活用教育アドバイザー事務局まで提出ください。

### 質問事項提出先

ICT活用教育アドバイザー事務局宛にメールにて提出下さい。  
提出先アドレス： [infogiga@oetc.jp](mailto:infogiga@oetc.jp)

### 提出締切

令和2年5月15日（金）

# 參考資料

# 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のためのICTの積極的活用について(令和2年4月23日 文部科学省事務連絡) ～抜粋～

## 1. ICTの活用の推奨について

全国的な長期休業というこれまで類を見ない緊急時であること、各学校や家庭でICT環境が様々であることを鑑みると、平常時における学校設置者や各学校の一律のICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながらも、まずはその積極的な活用に向け、現場を最もよく知る教員が家庭とともにあらゆる工夫を行えるよう対応いただきたいと考えています。

## 2. 家庭学習の際のICTの具体的な手段について

①家庭でパソコン・タブレットやスマートフォン等ICT機器を所有している場合には、それが児童生徒の家庭学習にも活用されるよう、家庭の理解を得つつ進めること。

②家庭にWi-Fi環境などが無い場合が想定されるため、各学校では家庭の通信環境について至急把握すること。その際、保護者や児童生徒などが使用する家庭のスマートフォンやモバイルルーター等を活用できる場合には、それを通信手段として活用すること。

③学校で既に整備されている端末を持ち帰って活用することが可能な場合には、平常時のルールにとらわれることなく積極的に持ち帰りを推奨して活用すること。

## 3. 家庭でのICT活用に当たっての留意点について

### (1) 児童生徒が家庭でICTを活用する際の留意点

家庭でのICT活用について、2. ①のように家庭の端末を利用する場合や2. ②のようにスマートフォン等を活用する場合は、今回が緊急時であることも踏まえつつ、保護者の下で、情報セキュリティの確保や情報モラル、長時間の利用による健康への影響に留意いただくようお願いします。

また、2. ③のように学校で整備された端末を持ち帰る場合は、不要なソフトウェアをインストールしたり、勝手に設定を変更したりできないようにすることなど、情報セキュリティの確保や適正な利用確保のための対策が必要です。

# 個人契約における携帯各社の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う支援措置について

(令和2年4月28日時点)

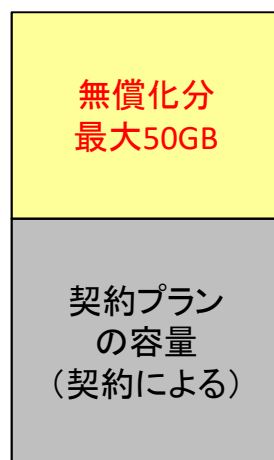
## 【支援概要】

- ・令和2年4月3日の総務省からの要請に応じて、携帯各社が支援措置を実施。
- ・遠隔授業やオンライン学習による一時的な利用増に対しての支援策であるが、学生以外も対象。
- ・各社共通で25歳以下の利用者に対して、対象の契約プランにおいて追加分通信料に対する無償化を実施。
- ・MNO（移動体通信事業者）各社の施策等の違いは下記のとおり。（最新情報は各社HP等を参照。）

会社	NTTドコモ	KDDI、沖縄セルラー	ソフトバンク、ウィルコム沖縄	(参考)楽天モバイル (※支援策ではないが以下で提供中)
支援内容	追加容量50GBまで無償化 (50,000円相当) ※テザリング利用によるオプション料金やデータ量制限無し。	追加容量50GBまで無償化 (50,000円相当) テザリングオプション無償化	追加容量50GBまで無償化 (50,000円相当) テザリングオプション無償化	楽天回線エリア:無制限 パートナー回線エリア:5GB (上限到達後も1Mbpsで通信可能)
対象	契約者または利用者が25歳以下	令和2年3月31日時点の契約情報に基づき 契約者または利用者が25歳以下	契約者または利用者が25歳以下	全契約者
追加容量無償期間	令和2年4月1日～ <u>6月30日</u>	令和2年4月1日～5月31日	令和2年4月3日～5月31日	300万人まで1人1回線1度のみ 1年間利用料無料施策実施中

※MVNO（仮想移動体通信事業者、いわゆる格安SIM）各社も独自施策を実施中。（施策内容・条件等は各社HP等に掲載）

## 【MNO3社の支援イメージ】



通常は、契約プランを超えた場合、1GBにつき1000円加算される。(3社共通)

これを50GBまで無償化

最大50GB × 1000円 = 50,000円相当



**50GBは月55時間以上の動画視聴・遠隔講義分に相当** (通信量2Mbpsとして試算)



※大学生向けを想定した措置であるが、小中高生が利用するスマートフォン・タブレットも対象。(契約者名義は保護者でも可。別途25歳以下の利用者登録が必要。)36

## 【MNO3社の支援策を受けるための手続き】

(令和2年5月1日確認)

- ・ 25歳以下の利用者を登録するために必要な各社手続きは以下のとおり。

会社	NTTドコモ	KDDI、沖縄セルラー	ソフトバンク、ウィルコム沖縄
手続方法	店頭窓口 または オンライン手続き	店頭窓口	店頭窓口
利用者登録に必要な書類	<p>○利用者（児童生徒）の健康保険証や住民基本台帳カードなどの書類（コピー可）</p> <p>※オンライン手続の場合は、手続き後申込書等が送付されるので、申込書と併せて郵送により提出</p>	<p>○契約者の確認書類（免許証、保険証など）</p> <p>○利用者の確認書類（保険証、学生証など生年月日／住所がわかるもの）</p>	<p>○利用者の年齢がわかる、契約者と利用者との家族確認書類</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーの印字のない住民票（発行から3ヵ月以内のもの）</li> <li>・ 遠隔地保険証</li> <li>・ 契約者と利用者の両方の氏名が記載されている健康保険証 など</li> </ul>
適用タイミング	利用者変更手続き後、当月から適用（ <u>月途中の登録でも、月初に遡り適用</u> ）	<u>利用登録以降のデータチャージが無償提供の対象</u>	利用の締め日までに変更された場合、 <u>遡りで当月群月初から適用</u>  (締日は、末日、10日、20日の3パターン)

※手続き方法等は、更新される場合があるため、各社HP等参照のこと。 37

# 家庭でのICT活用のためのアカウントと端末の設定について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校措置を受け、各自治体では家庭でのICT活用を通して学習を止めない環境の実現を検討いただいているところかと存じます。早急な措置が必要な一方、将来の継続的な利用を検討するにあたっては、端末やネットワークの整備以外に考慮が必要な点がございますのでご確認の上、利用を予定している学習用ツールにあわせて対応方法についてご確認・ご検討ください。

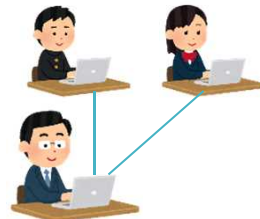
## クラウド上で利用可能な様々なツール



オンライン会議システム



デジタル教材（動画・ドリルなど）



協働学習支援ツール



ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなど



ファイル共有機能

…など

### 【アカウント設定】

- ・ID/パスワードの発行
- ・IDの運用設定、クラスの設定など

※IDの発行については利用する学習用ツールの提供事業者等に確認

### 【端末設定】

端末管理ツールやフィルタリングソフトによる、不要なソフトウェアのインストール防止、Webフィルタリング、紛失・盗難時の制御設定など

※学習者用コンピュータとして適切に運用するために最低限必要な端末管理(MDM)ツールは、学習者用コンピュータと一体として調達する場合、児童生徒1人1台端末整備事業の補助対象

### 通信環境

- 家庭にある通信環境  
Wi-Fi環境/スマートフォン
- 学校で整備する  
LTE通信が可能な機器



### 端末

- 家庭で所有する端末



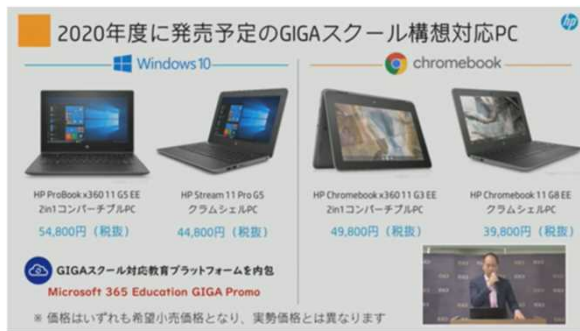
- 学校で既に整備している端末
- 学校で新規に整備する端末



# 「GIGAスクール 自治体ピッチ」開催結果概要①

## 概要

- ◆ **開催日時：2020年3月18日（水）、24日（火）、27日（金）**  
※各回、4部構成で、1部につき4社程度がオンラインでピッチ（プレゼンテーション）を実施  
※1提案者につき15分（10分提案、5分質疑応答）
- ◆ **当日の様子はYouTubeLIVEで生中継（毎回、500以上の同時視聴者数）**  
事後の動画視聴も可能。
- ◆ **アプリケーション「Sli.do」** を利用し参加者からの質問・意見を受付



動画配信画面



Sli.doによる質問



ファシリテーターによる質問の様子

## ○参加企業

（端末メニュー）OSメーカー・ベンダー等 **28社** （教育コンテンツ）EdTech企業 **12社**

## ○寄せられた質問（主なもの）

基本メニュー（¥45,000端末補助の対象となる要素で構成されたモデル）に含まれる機能、  
応用メニュー（導入実績等ある端末補助の対象外となる要素も含めて構成されたモデル）の価格・メリット、  
端末管理の容易性、補償内容、同梱される学習アプリケーション（機能・価格）等

## ○YouTube再生状況

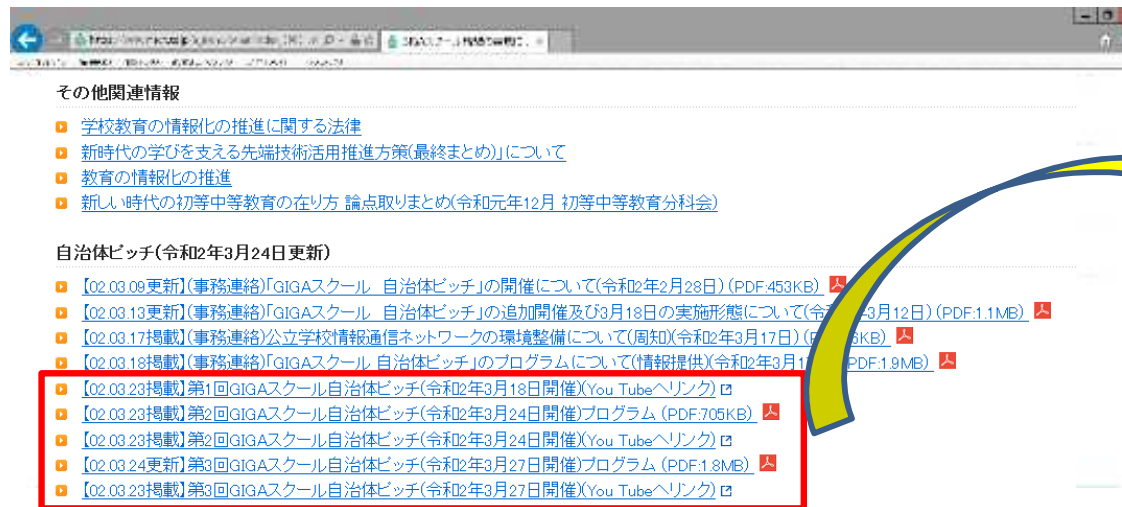
- ・ **視聴回数(3/27時点)：18,480（第1回）、4,942（第2回）、3,760（第3回）**  
第1回：<https://www.youtube.com/watch?v=P-ztF6wHvto>  
第2回：<https://www.youtube.com/watch?v=hmry42X9IXE>  
第3回：<https://www.youtube.com/watch?v=c7csnx-fufE&feature=youtu.be>



# 「GIGAスクール 自治体ピッチ」開催結果概要②

## 今後について

○YouTubeにて当日の動画を後日視聴可能に（文部科学省HPでリンクを公開）



○各社のパッケージ及び当日のプレゼン資料を自治体ピッチホームページにて公開



基本パッケージ・応用パッケージ併せて約70パッケージを掲載  
(<https://www.learning-innovation.go.jp/giga/>)

## 実施内容

教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県エリアをカバーした支援スタッフを配置し、自治体や教育委員会等からの相談に対応

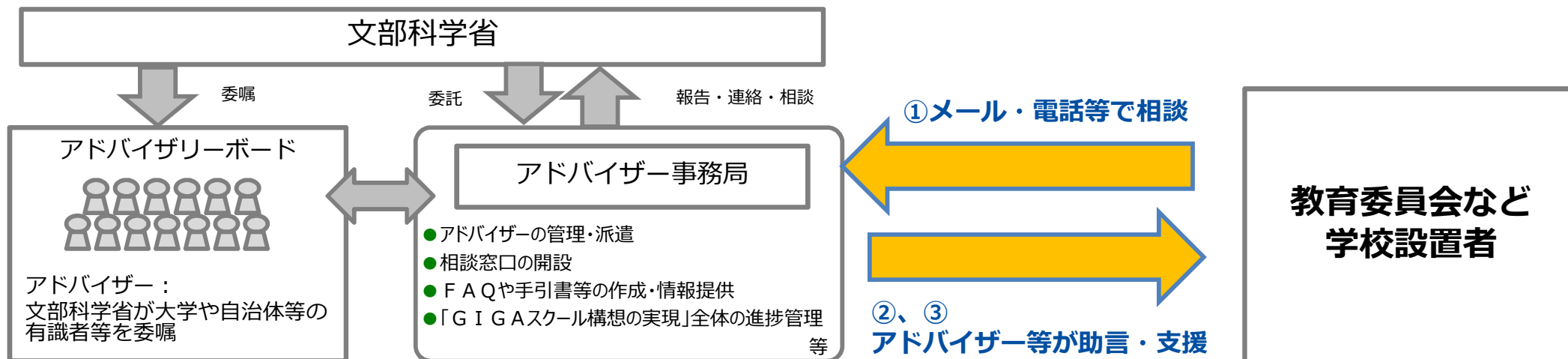
【相談内容の例】

- ・ ICT環境整備（セキュリティを含む）に関する計画策定
- ・ ICT環境整備の仕様書作成・見積もり精査・調達実施
- ・ ICTを活用した効果的な指導方法（遠隔教育、家庭学習等を含む）
- ・ ICTを活用した指導に関する研修講師の紹介・派遣等研修の実施
- ・ その他、GIGAスクール構想の実現に関連して助言・支援が必要な内容

## 実施体制

【相談の流れ】

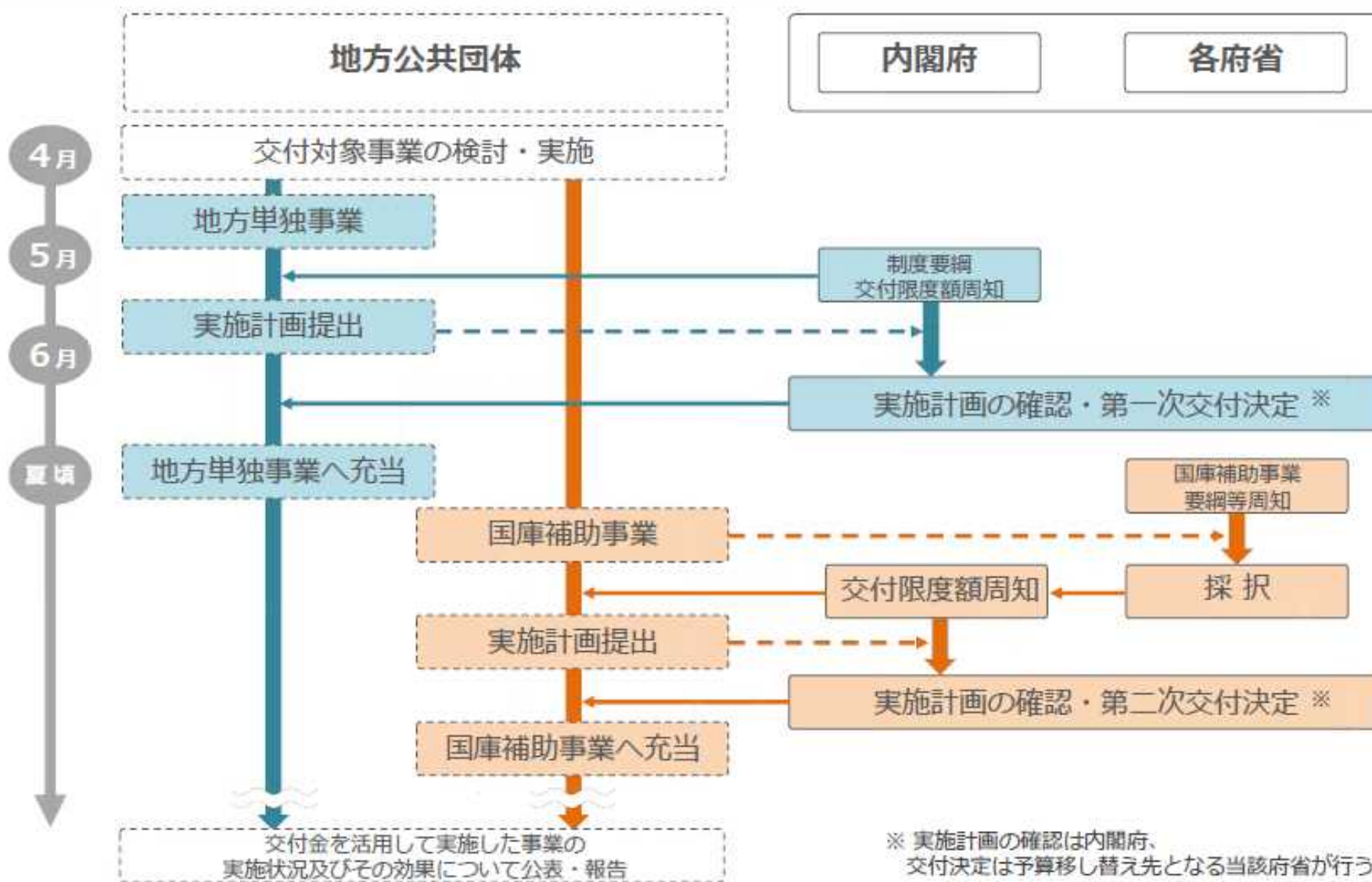
- ① 教育委員会などの学校設置者が、アドバイザー事務局に相談内容を連絡（メール・電話等）
  - ② アドバイザー事務局が、相談内容や地域に応じて、直接回答又はアドバイザーを選定し、教育委員会等に連絡
  - ③ アドバイザー事務局やアドバイザーが、リモート（テレビ会議、電話等）や訪問により、教育委員会等に助言・支援
- ※助言・支援に係る教育委員会等の費用負担はありません。



# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

内閣府HP : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

## 今後のスケジュール

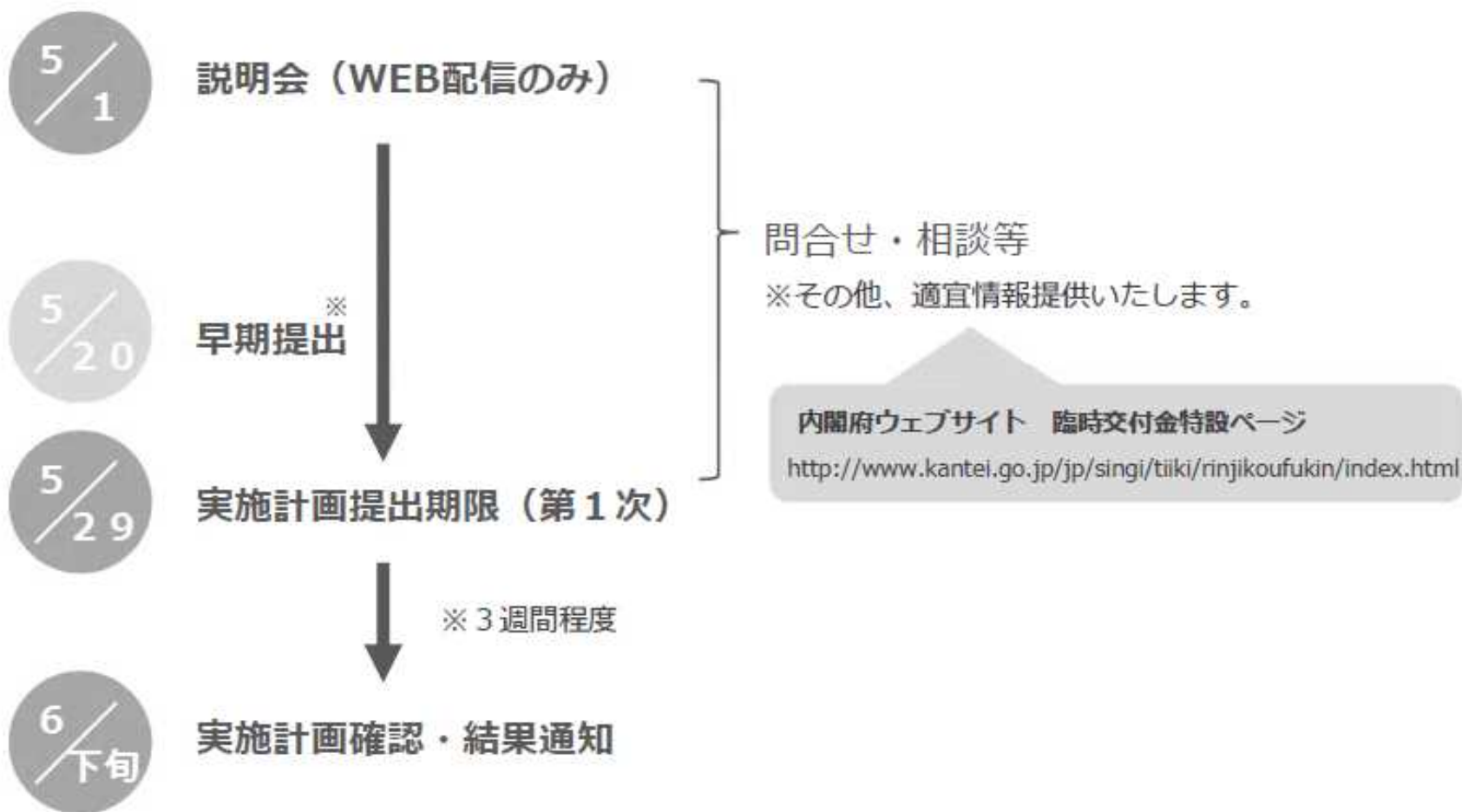


# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

内閣府HP : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

## 直近のスケジュール

- 第1次配分として、地方単独事業について、下記のスケジュールで実施計画をご提出ください。
- 第2次配分については、国補助事業を中心として、今後実施計画をご提出いただく予定です。



※ 第1次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。



総務省

# 光ファイバ未整備地域への整備支援について

(高度無線環境整備推進事業 令和2年度補正予算の概要)

---

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

事業政策課 ブロードバンド整備推進室

## ○ 学習場面に応じたICT活用の類型

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となります。</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った速度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となります。</p>
<p>▶ A1: 教員による教材の提示</p>  <p>画像の拡大表示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>▶ B1: 個に応じる学習</p>  <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p> <p>※発音、運動、演奏等を記録、再生、自己評価</p> <p>▶ B2: 調査活動</p>  <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p> <p>※専門家とつないで遠隔学習</p>	<p>▶ C1: 発表や話し合い</p>  <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p> <p>▶ C2: 協働での意見整理</p>  <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>
<p>▶ B3: 思考を深める学習</p>  <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p> <p>※動画等で難しい実験の試行</p>	<p>▶ B4: 表現・制作</p>  <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p> <p>※写真、動画、音声等を用いて作品制作</p> <p>▶ B5: 家庭学習</p>  <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p> <p>※動画、デジタル教材等で予習・復習</p>	<p>▶ C3: 協働制作</p>  <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p> <p>※写真、動画、音声等を用いて作品制作</p> <p>▶ C4: 学校の壁を越えた学習</p>  <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p> <p>※TV会議</p>

## ○ 各教科ごとの授業展開例

<p><b>英語</b></p> <p>○発音を録画し指導・評価(中学) ○生徒が英語で話す前にモデル動画等で視聴し学習(高校)</p>	<p><b>国語</b></p> <p>○スピーチの仕方、議論の仕方等を動画で学習、録画し指導(小学)</p>	<p><b>社会</b></p> <p>○見学先で録画機能を使い映像を記録し、生徒自身による解説動画も盛り込む(小学校)</p>	<p><b>理科</b></p> <p>○実験の様子を写真や動画で記録し、繰り返し確認することで結果を基にした考察(小学校)</p>
<p><b>家庭科</b></p> <p>○「切り方」「縫い方」等調理や制作時の教師の細やかな手の動きを動画で繰り返し学習(小学校)</p>	<p><b>音楽</b></p> <p>○遠隔地の生徒と互いの地域の音楽の紹介をし合い、音楽の多様性について考察(中学)</p>	<p><b>体育</b></p> <p>○自らの動きを動画撮影して、スロー再生等を繰り返し、課題解決に向けて考察(高校)</p>	<p><b>その他</b></p> <p>○発達障害の子供の学習等を動画等でサポート</p>

- ✓ 光ファイバがない地域のLTEでは十分な伝送速度の確保が困難(多くの生徒が一斉動画再生できない可能性)
- ✓ コロナ禍において、オンライン/在宅学習等を行う上でも、**早期に学校を含む地域の光ファイバ整備が望まれる**



# 学校までの通信環境整備の現状

- ✓ 文部科学省は、平成30年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を公表。  
(注) 当該調査は公立（市町村立及び都道府県立）の学校を対象としたもので、国立・私立の学校は対象としていない
- ✓ 当該調査によれば全国3万3387校のうち、平成31年3月現在で光ファイバに接続できている学校は3万552校（91.5%）。残り2835校（8.5%）は光ファイバに接続できていない。
- ✓ また当該調査を踏まえた総務省の調査によると、2835校の大半は通信事業者と契約することで光ファイバに接続可能だが、約500校はそもそも周辺地域に光ファイバの整備がなされていない。

学校種	学校数 (再掲) 校	光ファイバ接続							
		光ファイバ接続	割合	光ファイバ専用回線接続(物理的)	割合	光ファイバ専用回線接続(仮想的)	割合	小計	割合
		B 校	B/A %	C 校	C/A %	D 校	D/A %	B+C+D 校	(B+C+D) /A %
小学校	19,331	5,940	30.7%	7,354	38.0%	4,210	21.8%	17,504	90.6%
中学校	9,325	2,889	31.0%	3,554	38.1%	2,010	21.6%	8,453	90.7%
義務教育学校	80	31	38.8%	23	28.8%	11	13.8%	65	81.3%
高等学校	3,550	624	17.6%	1,867	52.6%	971	27.4%	3,462	97.5%
専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校	1,862	354	19.0%	994	53.4%	463	24.9%	1,811	97.3%
中等教育学校	31	6	19.4%	15	48.4%	10	32.3%	31	100.0%
特別支援学校	1,070	201	18.8%	566	52.9%	270	25.2%	1,037	96.9%
合計	33,387	9,691	29.0%	13,379	40.1%	7,482	22.4%	30,552	91.5%

## 1. 背景

- 新型コロナウイルスの感染を拡大を踏まえ、在宅勤務・オンライン診療等のための情報通信環境の整備が急務。
- 子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境を実現することを目指したGIGAスクール構想を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤を早急に整備することが必要。

## 2. 概要

- 地方公共団体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援
- 本事業の支援対象地域は、原則条件不利地域であるが、**今回の補正予算においては、未整備の学校(※)を含めて整備する場合、条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大する。** (※)小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、  
間接補助事業者:民間事業者

【令和2年度補正予算:30.3億円】

イ 対象地域: 条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

**未整備の学校を含めて整備する場合は、財政力指数0.8以下の自治体又は人口密度500人/km<sup>2</sup>以下の町字**

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合(注): (自治体が整備を行う場合)

(注)予算の関係上、  
要望多数の場合、  
補助率の調整を  
行うことがある

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【離島以外】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※)財政力指数0.5  
以上の自治体は  
国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備を行う場合)

【離島】

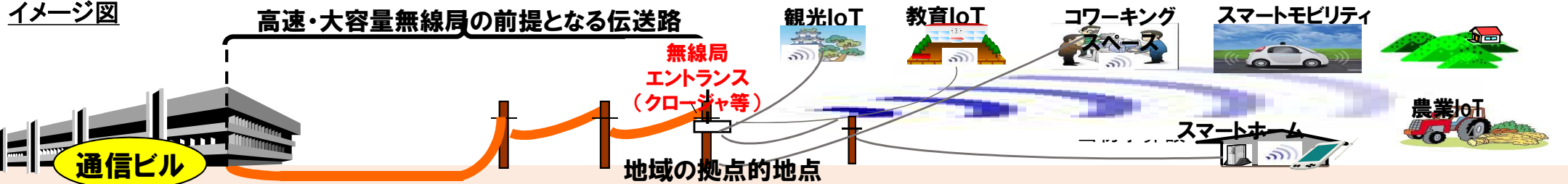
国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【離島以外】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※民設の場合でも、  
自治体と電気通信  
事業者の協議の上で、  
自治体が整備費用  
の一部又は全部を負  
担することがある

## イメージ図





- ✓ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(総額1兆円)に関して、各自治体への交付限度額は、人口、感染状況、**国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定**。
- ✓ 交付金充当対象は、地方単独事業の所要経費と国庫補助事業の地方負担額。ただし、いずれも**自治体が策定する実施計画に掲載が必要**。実施計画の第1次提出期限は5月29日だが、国庫補助事業に関しては第2次提出(時期未定)で良い。  
※詳細については、令和2年5月1日付け内閣府地方創生推進室事務連絡参照
- ✓ 光ファイバ整備に係る補助事業(高度無線環境整備推進事業)との関係は、自治体が整備する場合は補助裏の自治体負担分の8割が交付限度額の算定対象となる。また、民設事業者が整備する補助裏について、自治体が一部について任意で負担する場合、離島は国庫補助額の1/2、離島以外は国庫補助額の同額を上限として、自治体が実際に補助する額の8割が交付限度額の算定対象となる(調整中)。なお、「**令和2年度補正予算**」で手当てされる事業の自治体負担分だけが交付金の対象となり、「令和2年度当初予算」等の地方負担分は対象とならない。
- ✓ これらのほか、地方負担分に過疎債・辺地債(公設/民設可)、補正予算債等の地方債の充当も可能。  
※補正予算債の詳細については、令和2年5月1日付け総務省自治財政局財政課、地方債課事務連絡参照

## 交付金と高度無線環境整備推進事業(※自治体の実施計画に掲載が必要)

### 【自治体が整備を行う場合】

(注) 予算の関係上、要望多数の場合、補助率の調整を行うことがある

【離島】	国 2/3	自治体 1/3
【離島以外】	国(※) 1/2	自治体(※) 1/2

**地方負担分の8割が臨時交付金交付限度額の算定対象(過疎債等も活用可)**  
 (※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

**補助裏の自治体負担分の8割は交付限度額の算定の対象となる**

### 【第3セクター・民間事業者が整備を行う場合】

※民設の場合でも、自治体が整備費用の一部について任意で負担することがある

【離島】	国 1/2	3セク 1/2	民間
【離島以外】	国 1/3	3セク 2/3	民間

**離島は国庫補助額の1/2、離島以外は国庫補助額の同額を上限として、自治体が実際に補助する額の8割が交付限度額の算定対象となる。(調整中)**

- ✓ 光ファイバ整備に係る補助事業(高度無線環境整備推進事業)の「令和2年度補正予算分の公募」は、自治体整備の場合は総務省のWebサイト、民間事業者が整備の場合は情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)のWebサイトで、6月上旬から3週間ほど実施予定。
- ✓ 新型コロナウイルスの問題は、仮に一度沈静化しても、今後、第二波、第三波が来るリスクも排除できず、長期的な視点で考えていく必要もあると思われる。その際、子供たちの学びを止めないための環境整備は、今後一層重要になることも予想される。
- ✓ また「GIGAスクール」構想の推進の観点からも、学校を含む地域の光ファイバ整備が望まれる。
- ✓ ついては、予算の関係上、要望多数の場合は、補助率の調整(や今後の補正予算等への調整)をお願いさせて頂くことがあるかもしれないが、**学校周辺が光ファイバ未整備の地域を有する自治体におかれては、今回の公募への申請を検討頂きたい**。
- ✓ 総務省(ブロードバンド整備推進室)からは、光ファイバが未整備の学校を有する市町村に対して、地域の光ファイバ整備に係る検討、公募への申請、「実施計画」への掲載等について、近日、改めて依頼を行う予定である。他方、光ファイバが未整備の学校を有する市町村の教育関係者の皆様におかれても、ぜひ本日の説明内容を市町村の担当者にお伝え頂きたい。
- ✓ 何かあれば、総務省のブロードバンド整備推進室又は各総合通信局にお問い合わせ頂きたい。

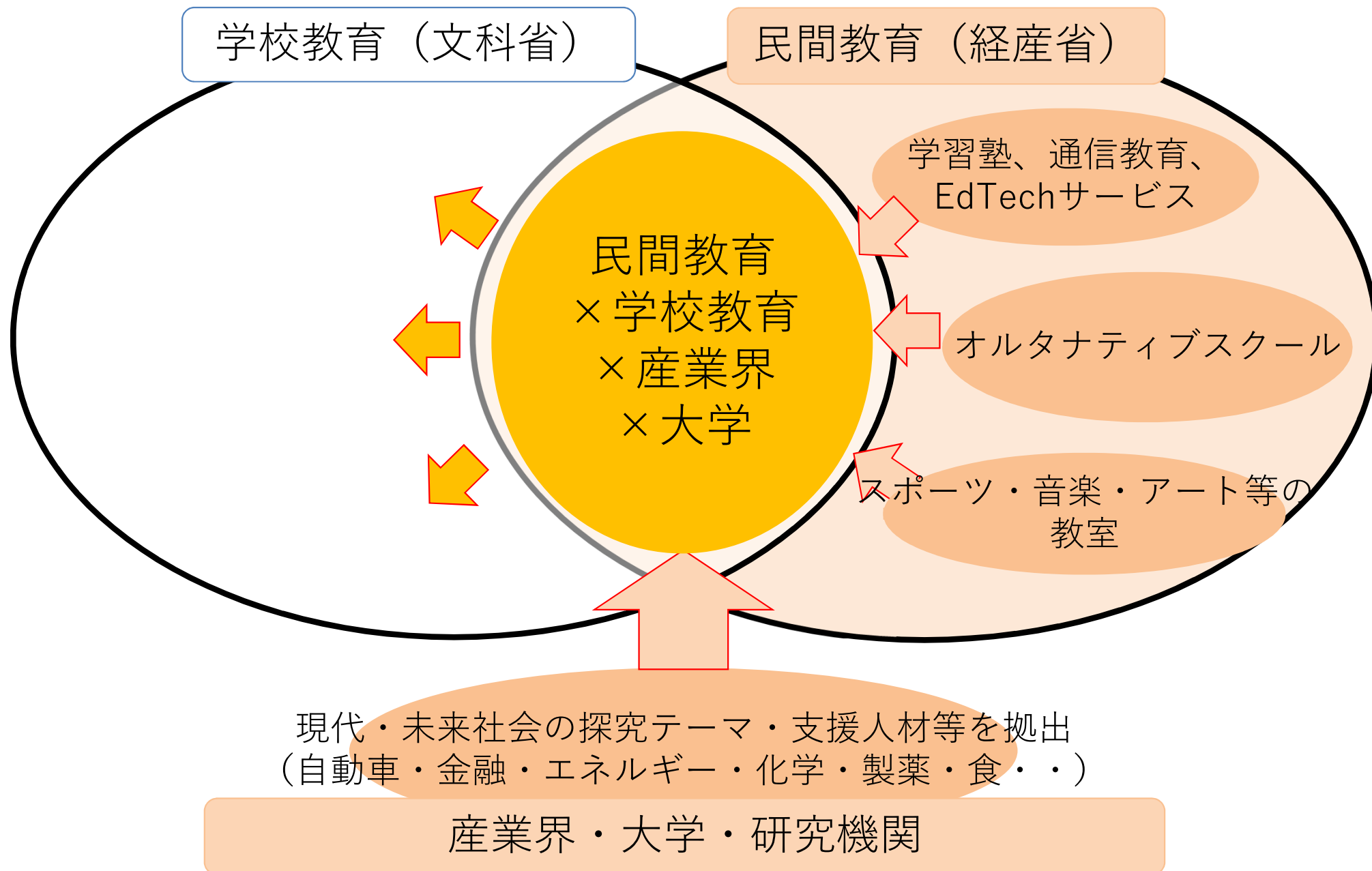
# 1 人 1 台端末を学びに活かす 「EdTech 導入補助金」

経済産業省

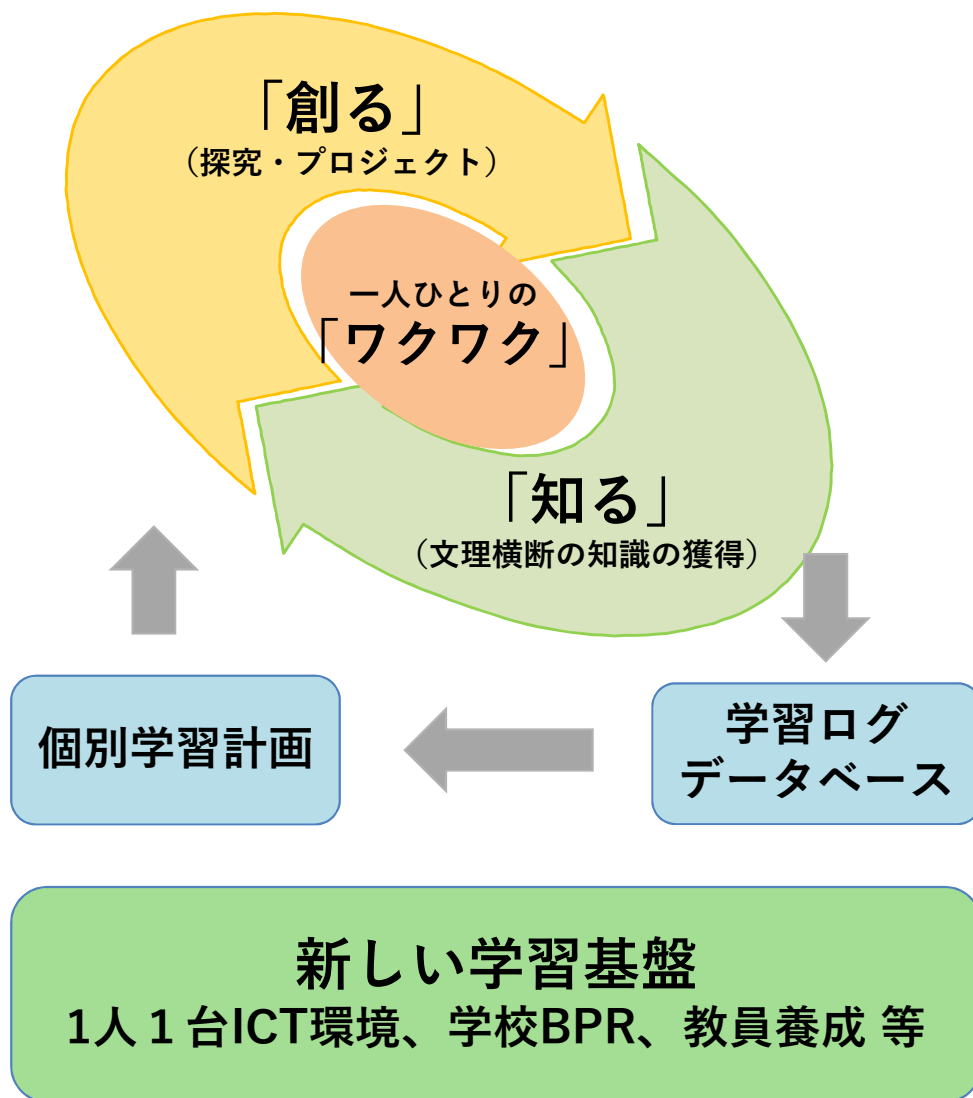
サービス政策課 教育産業室

# 1. 「未来の教室」のコンセプト

# 文部科学省と経済産業省の協働イメージ



# GIGAスクール基盤の上で描く、「未来の教室」



## 1. 学びのSTEAM化

「創る（探究・プロジェクト）」ために  
「知る（文理横断の知識習得）」学びへ

## 2. 学びの個別最適化

一人ひとりが自分のペースを作る学びへ

## 3. 新しい学習基盤づくり

まず、1人1台GIGAスクール

# 1. 学びのSTEAM化：「創る」ために「知る」学びへ

「1人1台パソコン」と「EdTech」の導入  
⇒数理や言語の基礎力構築の徹底



- AI型ドリル教材  
生徒の解答から理解度を判断し、次の出題を選択（誤答の原因と考えられる単元に戻る）（=個別最適化）
- オンライン型教材  
個別最適された課題に取り組み、オンラインでの質の高い添削と、解説を受ける。

TOPPAN

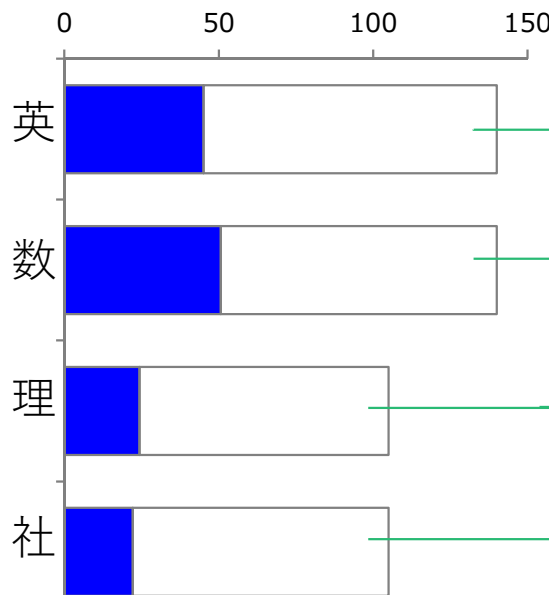
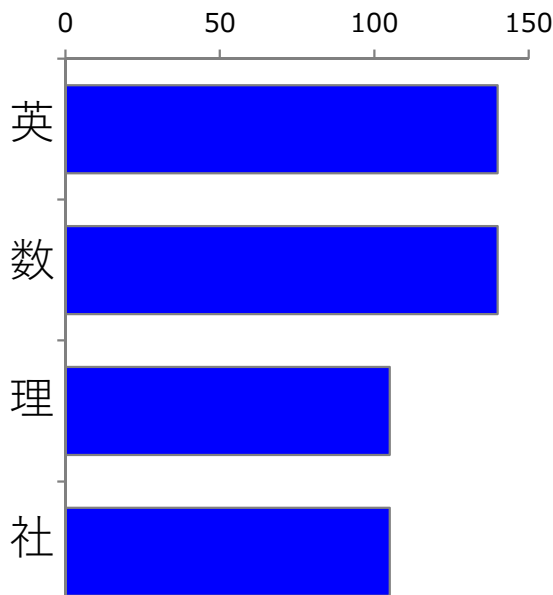


atama+



標準授業時数  
(学校教育法省令：中1の例)

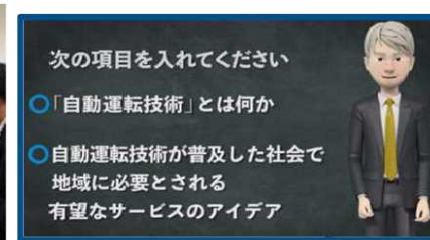
教科知識インプット  
最大限に効率化



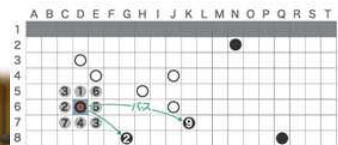
生み出された授業時数を  
探究・プロジェクトに活用

スマート農業×数理

CASE/MaaS×数理



体育×数理×プログラミング



2018年度実証事業「自立学習RED(eフォレスト)の公教育導入実証」において、実証参加教員のワークショップにおいて作成された講義時間効率化仮説。

## 2. 学びの個別最適化：一人ひとりが自分のペースを作る学び

これまで



決められた教室・学年の中で、  
「一律の目標のもとで」  
「一律の内容を」「一律のペースで」  
「一斉に」「受け身で」学ぶ

これから



居場所や学年や時間の制約を必ずしも受けず、  
「自分の個人目標と選択をもとに」  
「多様な内容を」「多様なペースで」  
「個別に、時に協働的に」「能動的に」学ぶ



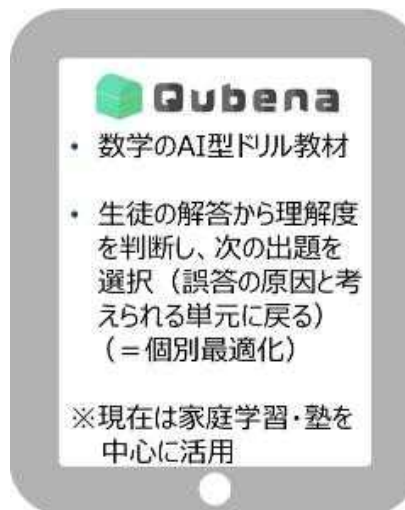
# 基礎的な教科知識のインプットを確実に、効率的に

学習塾発のAIドリルや動画教材を活用した個別学習を導入。標準授業時数の解釈、45分/50分刻みの時間割の再編など、各校の教育課程再編へのチャレンジを実証。

**TOPPAN**



袋井市立三川小学校、浅羽北小学校にて実証



千代田区立麴町中学校の授業にて、英・数を実証

**Catal**



武蔵野大学千代田高等学院にて実証

## <その他の実証状況>

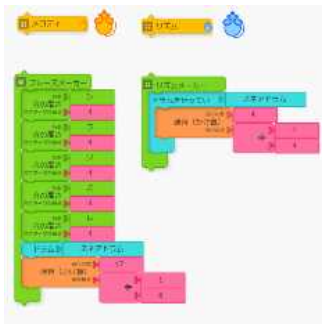
EdTech企業	実証の対象学校
すららネット	長野県坂城高等学校
COMPASS	千代田区立麴町中学校
Z会×atamaplus	武蔵野大学中学校
スプリックス	港区、中野区、長岡市、宮城県教委
学研プラス	福山市立城東中学校
城南進学研究社	横浜市立鴨居中学校

# 「別室登校」や「不登校」の生徒達の学習機会保障へ

- 別室登校やオルタナティブスクールや自宅学習での個別最適化された教育機会の確保。

## 福山市立城東中学校

個別学習計画に沿った学習支援



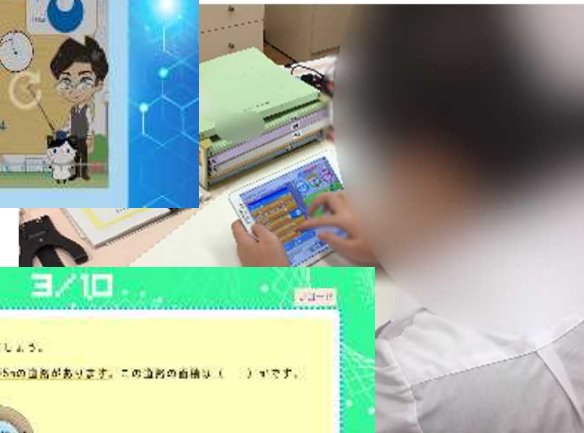
運送会社の協力による、物流をテーマにしたPBL



【協力】  
明蓬館高校  
(広域通信制)

- ・教員研修
- ・個別学習計画支援

## 横浜市立鴨居中学校



→ オルタナティブスクールや、自宅での個別学習計画に基づく学習成果の評価等、自治体レベルでの事例づくりと普及も可能に

# STEAMライブラリーのイメージ：米・PBS Learning Media

- 米国の公共放送ネットワークであるPBS（Public Broadcasting Service）が運営するMOOCs
- 各コンテンツに、対象学年・該当単元・サポート MATERIAL・授業ツール（※）が付属し、教育現場で使いやすい仕様。コンテンツの中には、ボーイング社をはじめとする企業提供コンテンツも存在。（※）…Google Classroomへのリンクが貼られ、学校の授業中に活用されやすいインターフェースになっている。

The screenshot shows the PBS Learning Media website interface. At the top, there are navigation menus for 'Choose Station', 'Subjects', 'Grades', and 'Standards'. A search bar and 'Sign In'/'Sign Up' buttons are also visible. The main content area features a large video player for 'Engineer a Jetliner' with a 'Launch' button. To the right, there is a sidebar menu with categories like Science, Social Studies, Mathematics, English Language Arts, Engineering & Technology, and Health & Physical Education. Below the video player, there are sections for 'Support Materials' (Background Reading, Further Information, Teaching Tips, Answer Key) and 'Curriculum' (Mathematics, Engineering & Technology, etc.). At the bottom, there is a 'Made Possible Through' section with logos for Boeing, WGBH, and TDG.

**対象の学年** (Target Grade): Grades: 6-12

**映像教材** (Video Material): The main video player area.

**Google Classroom へのリンク** (Link to Google Classroom): A button labeled 'Google Classroom' is located above the video player.

**授業を行う際のサポート MATERIAL** (Support Materials for Class):

- Background Reading
- Former Information
- Teaching Tips
- Answer Key

**コンテンツ開発に関わった関係者** (Relationships Involved in Content Development):

Funder: ボーイング社 (Boeing)  
Producer: WGBH (テレビ局) 等 (WGBH (TV station) etc.)

**該当単元** (Relevant Unit): The 'Curriculum' section on the right side of the page.

(<https://www.pbslearningmedia.org/> より引用)

# リアルな社会課題や近未来テーマを教育の現場に



国立研究開発法人  
新エネルギー・産業技術総合開発機構

## 「新・緑の革命 (New Green Revolution)」

環境と経済性に配慮しつつ、世界的な気候変動への対応と食料安定供給を実現する品種・栽培技術を開発。アジア・アフリカに展開。

### ○超多収品種



### ○高温耐性品種



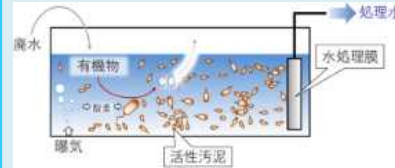
### ○干ばつ・多雨耐性品種



### ○病虫害耐性品種 (低農薬)



<https://www.nedo.go.jp/content/100870411.pdf>



## 安心して飲める水を確保する！産総研「水プロジェクト」

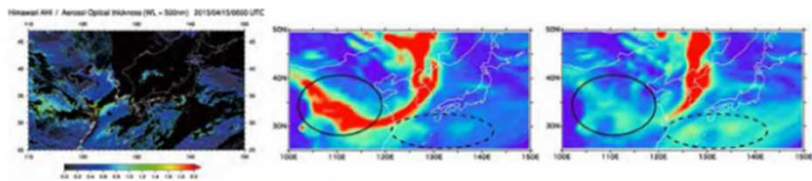
は東南アジアでの水の有効利用と安全確保を目的とし、水質評価、水質計測、水処理、情報ネットワーク技術を融合した水再生利用技術に関する研究開発を行い、東南アジア地域への技術協力と技術展開、研究人材育成を進めている。



## 13 気候変動に具体的な対策を



### 2015年4月15日における東アジア域の黄砂事例



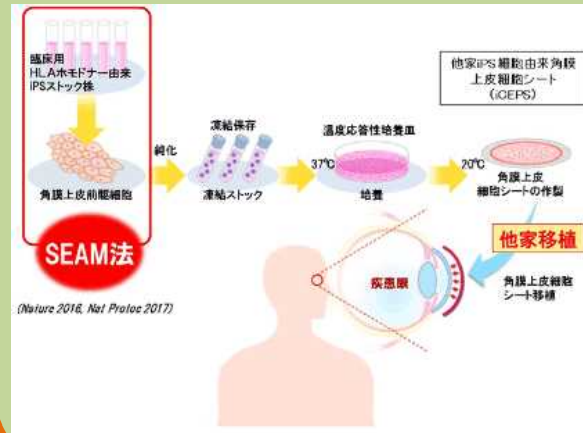
## 大気汚染から人々の健康を守る

地球観測により宇宙から煙霧やPM2.5の流れを観測することによって、発生地点を特定し、地上観測網を補強して汚染予測情報を的確に発信する。それにより、大気汚染による健康被害を防止することに貢献。

## 3 すべての人に健康と福祉を



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構  
Japan Agency for Medical Research and Development



## 世界初、iPS細胞から作成した角膜上皮細胞シートの1列目の移植を実施

ヒトiPS細胞を用いた角膜上皮再生治療法の開発を進めています。2019年3月に、iPS細胞から角膜上皮細胞シートを作製し、角膜疾患患者に移植して再生する臨床研究計画に対して厚生労働省より了承が得られ、臨床研究を開始しました。

[https://www.amed.go.jp/news/release\\_20190829.html](https://www.amed.go.jp/news/release_20190829.html)

## **2. EdTech導入補助金について**

## はじめに（EdTech導入補助金の「抜本拡充」について）

- コロナ禍が続く中で「学びを止めない」ためには、今後、学校ではEdTechを用いたオンライン学習と人数制限下でのオフライン学習（分散登校）の組合せが鍵となります。
- そのため、3月に公開した公募要領から、緊急事態宣言や休校要請に対応すべく、改訂版を公開しました。（5/2付）

### 【主な変更点】

- ✓ スケジュールの見直し（申請プロセスを簡略化）
- ✓ 上限額の拡充（1校分あたり60万円→200万円に）
- ✓ 補助対象サービスの拡充（教員研修だけでの活用も可能に）

他

## 1.事業目的①

- これから「GIGAスクール構想」で整備されていくパソコン端末や高速通信網等の教育ICTインフラを活かし、EdTechソフトウェア・サービスを、学校等の現場で積極的に活用し、よりよい学び方・教え方を実現するチャンスです。
- この事業は、EdTechソフトウェア・サービスを活用した教育サービスを提供する事業者に補助を行うことで、児童生徒・教職員の学びや指導に役立つEdTechの導入を推進する制度です。  
(この事業を活用することで、学校等設置者による支出負担を実質的にゼロにすることが可能です)。

## 1.事業目的②

**経産省「EdTech導入補助金」を活用し、  
GIGAスクールのインフラを活かした学習を実現**

学習コンテンツ

プロジェクト型/STEAM型の学び

個別最適化された学び

遠隔での学び（在宅・学校間）

ICTインフラ

高速通信網（LAN・Wifi・LTE）

1人1台のパソコン端末

文科省「GIGAスクール構想」によるICTインフラの構築



## 2.本事業のポイント①（学校等設置者様向け）

- ✓本事業は、学校等教育機関（学校・一定要件を満たすフリースクール）と協力して学校等へのEdTechの導入実証事業を行う事業者に、その経費を補助します。

→補助申請者はEdTech事業者です。学校等設置者は、導入したいEdTechを取扱う事業者にご相談ください。

- ✓補助対象は、生徒や教師の学習に役立つEdTechソフトウェア・サービスと導入支援等付帯サービスです。

※端末等ハードは対象外です



- ✓学校等設置者に、本年度の導入実証に係る経費負担が基本的に発生させないための補助金です。

※電気料・通信料や端末購入費等は除きます

## 2.本事業のポイント②（学校等設置者様向け）

各学校等設置者は、GIGAスクール環境を最大限活かし、**継続的・長期的なEdTech活用の第一歩**として、この補助事業をご活用ください。



✓ **EdTech事業者による「教職員向け研修」や「導入サポート」にかかる費用も補助対象です。**



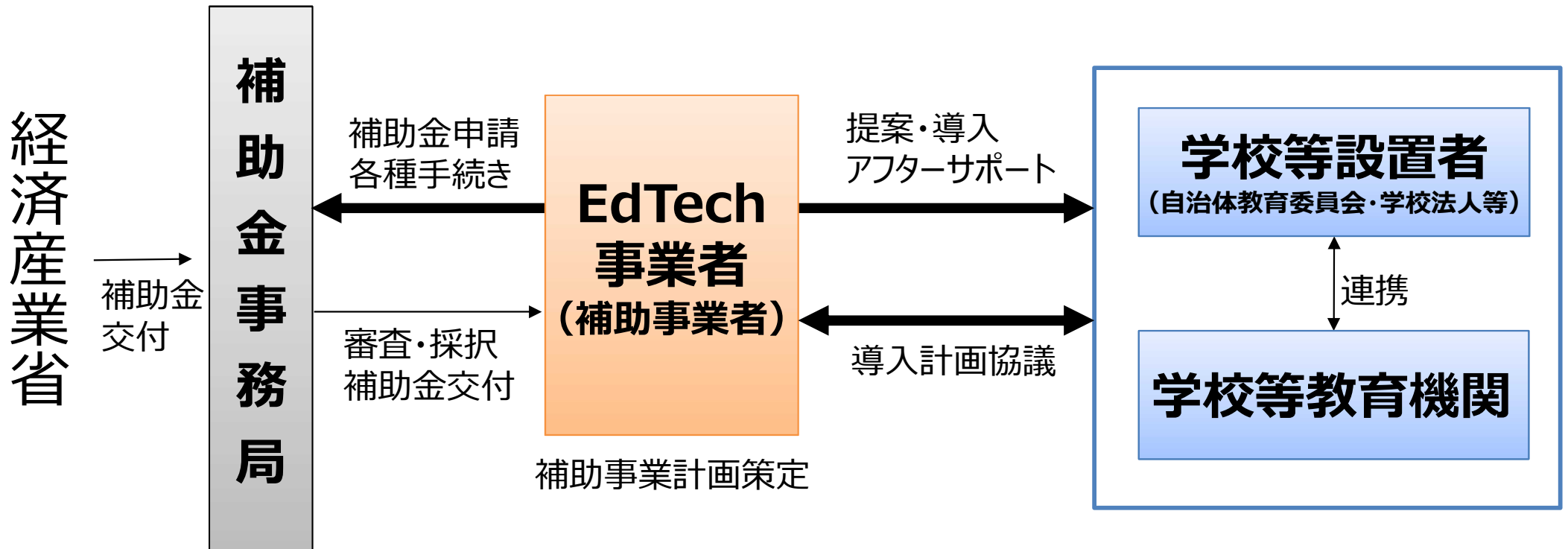
✓ **「まずは教職員向けEdTech研修だけ」も可能です。**

✓ 学校は、EdTech導入実証事業の実施のほか、その成果をまとめる**報告書類の作成等にもご協力ください。**



### 3.事業スキーム概要

- 【ステップ1】EdTech事業者が、導入実証先の学校等設置者と事業計画を協議・策定
- 【ステップ2】EdTech事業者が、補助金交付申請の手続きを実施
- 【ステップ3】学校等における、EdTechの導入前研修や、導入実証機関中のサポートを実施。  
→学校等での継続的活用やサービスの改善につなげる



## 4.スケジュール

イベント	対象期間（予定）
応募申請	※当初の申請ステップは「応募申請」⇒「交付申請」の2段階を予定していましたが、スケジュール見直しの関係で「 <b>交付申請</b> 」のみに変更となりました。
応募採択	
交付申請期間	2020年6月初旬～2020年7月中旬
交付決定時期	2020年8月下旬
補助対象期間	2020年8月下旬～2021年3月末 ※ただし、人的サポートは12月末まで
効果報告	令和3年度から実施予定 ※学校等・学校等設置者に協力いただくのは1回のみ ※報告期日・内容の詳細については公募要領参照

※コロナウイルス等の状況により、スケジュールは、変更となる可能性があります。

## 5. 学校等設置者の今後のアクションについて

- 各学校等の教育方針を前提に、長期的・継続的な活用も見据えたEdTechの選定、導入実証事業を遂行できる事業者との十分なコミュニケーションをお願いします。
- 採択・交付決定は審査の上で実施しますので、不採択となる場合があります。

### 方針検討

- 各学校等の指導計画を踏まえ、EdTechの活用方針を検討

### 事業者選定

- 導入実証を行いたいEdTechソフトウェア・サービスを提供している事業者（＝導入実証を行う事業者）を選定

### 事業者打診

- 事業者に対して導入実証事業を行うこと、補助金申請を行うことを打診し、事業者の意思決定を促す

## 6.お問い合わせ

### 【EdTech導入補助金ポータルサイト】

URL: <https://www.edtech-hojo.jp>



\*「学校で使えるEdTechソフトウェア・サービス、どんなものがある？」を知りたい時

→経産省「未来の教室」ポータルサイトではEdTechデータベース・導入事例を公開しています。  
なお、本データベースに登録されているか否かは、補助金の応募可否や採択の優劣は全く関係ありません。あくまで、検索する際の参考としてご活用ください。

### 「未来の教室」ポータルサイト

URL: <https://www.learning-innovation.go.jp/>



### 休校特別企画「#学びを止めない未来の教室」

URL: [https://www.learning-innovation.go.jp/covid\\_19/](https://www.learning-innovation.go.jp/covid_19/)



## 6.お問い合わせ

### <学校・学校等設置者のお問い合わせ窓口>

お問い合わせは、以下メールアドレスまでお送りください。

経済産業省 教育産業室 補助金担当

[meti-edtech-hojo@meti.go.jp](mailto:meti-edtech-hojo@meti.go.jp)

### <EdTech事業者専用コールセンター>

TEL : 0570-783-223

お問い合わせ時間 : 9:30~17:30/月曜~金曜 (土・日・祝日除く)

IP電話からのお問い合わせ先 : 042-303-1488

【「1人1台端末」の早期実現】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年5月8日現在】

No.	事項	問	答
1	総論	令和2年度補正予算「1人1台端末」の早期実現において、令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しとは、どのような意味ですか。	令和5年度まで段階的に措置することとされていた端末整備について、令和元年度補正措置済(小5, 6, 中1)に加え、残りの中2, 3, 小1~4すべてを、令和2年度補正予算において、必要な経費を計上しています。
2	総論	端末整備について、次年度以降も措置はありますか。	令和元年度及び2年度補正予算において、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の整備を行うための所要額を計上していますので次年度以降は想定していません。このため今回の補正予算による国庫補助を活用して端末の整備を進めていただきたいと思います。
3	補助対象・補助単価	令和元年度補正予算「児童生徒1人1台端末の整備」から補助の対象となる経費や単価に変更はありますか。	補助の対象となる経費や単価に変更はありません。
4	補助率	「定額(購入費相当額(1台4万5千円)が上限)」とありますが、交付された補助金の範囲内で、より高額な機器を少数購入したり、安価な機器を多数購入することは可能ですか。	4万5千円の上限は機器1台当たりのもので、お尋ねのようなケースの場合、1台当たり4万5千円を超える分の経費や交付決定時の積算台数を超える分の経費は地方自治体による負担となります。
5	補助要件	端末について、令和元年度補正予算では計画提出などが補助の要件となっていました。令和2年度補正予算においても同様ですか。	補助の対象となる要件に変更はありません。令和2年2月20日付け通知(元文科初第1505号)のとおり提出していただくこととなります。なお、様式の変更などは、今後通知等で示すこととしています。
6	補助要件	端末の共同調達に補助の要件でしょうか。どうやっていいかわからずなかなか進みません。	補助の要件ではありません。しかし、今般の全国規模での大規模一斉調達に加え、新型コロナウイルスによる世界的な供給の不安定化もあり、共同調達いただくことを推奨しています。共同調達について、より調達を円滑に進めるため、希望に応じ「ICT活用教育アドバイザー」事務局より、個別自治体への相談にも対応する予定です。
7	補助要件	令和元年度補正予算において、端末整備は校内通信ネットワーク整備と一体として行うこととされていましたが、令和2年度補正予算においても同様ですか。	端末整備は、原則として校内通信ネットワーク整備とセットでの事業実施を前提とすることとしています。なお、LTE通信費等独自確保や1人1台端末に耐えるネットワーク環境が整備されている場合、端末整備のみの申請は可能と考えています。



No.	事項	問	答
8	補助要件	端末整備は、令和2年度補正予算の新たな事業メニュー(家庭学習のための通信機器整備支援等)とも一体として行うことが補助の要件となりますか。	新たな支援事業と一体として整備を行うことを補助の要件とはしていませんが、組み合わせて、効果的に端末整備を進めて下さい。
9	繰越	令和2年度補正予算分について、令和2年度又は3年度中に整備が終わらなかった場合、どのような対応が必要ですか。	申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。また、何らかの事故等により令和3年度中に完了しなかった場合は事故繰越の協議を自治体におい財務局に行うこととなります。
10	スケジュール	申請見込み調査票では、購入事業と回答しましたが、交付申請でリース事業への変更は可能でしょうか。	逆の場合も含めて、可能です。
11	スケジュール	交付申請書は5月中に必ず提出する必要がありますか。	事業者との共同調達による申請形式をとるリース事業については、事業者を選定してからでないと交付申請を行なうことができないことから、各自治体によって申請できる時期が異なると考えています。 このため、各自治体の実情にあわせて随時交付申請していただけるようにしていますので、必ずしも5月中に交付申請書を提出していただく必要はありません。
12	スケジュール	方式(購入又はリース)については、いつまでに決めれば良いですか。	交付申請までに、購入とするのかリースとするのか決めて、所定の様式にて提出ください。
13	財政措置	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となりますか。	交付金の交付対象事業については、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業(令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものに限る。)とされています。 端末整備においては、国庫補助以外の地方財政措置算定分や継ぎ足し分等の地方単独事業が交付対象となります。

その他、文部科学省ホームページに詳細なFAQが記載されていますのでご参考ください。

[https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt\\_syoto01-000003278\\_507.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_syoto01-000003278_507.pdf)

## 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年5月8日現在】

No.	事項	問	答
1	総論	令和3年度の実施とすることは可能ですか。	令和元年度補正予算において整備が可能な全校分の所要額を計上しています。また、令和2年度補正予算においては、整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正予算に計上していなかった学校分の所要額を計上しています。令和3年度に実施を計画している場合は、計画を前倒しするなど、この補助金の活用をぜひ御検討ください。 もし、令和3年度以降になる場合は、長寿命化改修事業など大規模改造事業の中でのみ、全体の上限額の範囲内で整備いただくこととなります。
2	総論	令和元年度補正で補助を受けた学校や自治体は令和2年度事業の対象となりますか。例えば元年に校内LANの整備のみを行った学校が、今回キャビネットの補助を受けられますか。	市町村内の全学校を一度に申請するのではなく、令和元年度事業、令和2年度事業に分けて申請することについては、補助対象範囲を明確に区分する観点から、学校単位で分ける場合は申請可能としています。このため、同一の学校に対して元年度事業で校内LAN整備、2年度事業でキャビネット整備を行うことはできません。
3	契約	歳出科目について、工事請負費ではなく全て委託料での契約は可能ですか。委託内容は、設計、LAN配線作業、ネットワーク設定作業、キャビネット設置作業などとしています。	実施されている整備の内容が校内ネットワーク構築に係る学校施設整備であれば、歳出科目を指定するものではありません。本事業の補助対象事業としては、校内LAN整備に必要となる工事のみを対象とするものではなく、一体不可分となる初年度に必要なネットワークの設計・工事監理・調査、機器の設置・設定等の経費も附帯する整備内容として対象に含みます。このため、直接的な工事(工事費)だけではなく、これらの業務を一括して委託する契約(委託費)についても想定しています。
4	補助対象	補助対象として、特別教室や体育館などは含まれますか。	授業で活用する計画であれば、補助の対象としています。
5	補助対象	ネットワーク機器を購入する際、機器を利用する為に別途ライセンス費用が発生する製品があります。この場合であっても、機器費用及びライセンス費用は補助対象になりますか。同様に、機器のハードウェア保証についてはどうでしょうか。	無償のものが機器にバンドルされている場合を除き、後年負担となる有償の機器のライセンス・保証経費については対象外となります。
6	補助単価	補助単価の積算根拠はどのようになっていますか。	普通学級及び特別支援学級数を学校規模の一つの目安とした上で、各設置者から提出いただいた要望額の積算根拠を確認し、適切な仕様に基づき、適切に積算されている見積書等を参考とし、過度に高額な場合、低額な場合を除いた上で、いずれの自治体でも適切な整備ができる額を算出し、定めたものです。
7	概算払	概算払はいつから可能となりますか。	令和2年6月から概算払を行えるよう事務手続きを進めています。概算払が可能となりましたら通知等で御連絡します。
8	財産処分	事業完了後5年以内に、統合等により施設整備事業の交付決定を受けて校舎を改築する場合、財産処分の手続きが必要になりますか。	統合等により処分制限期間内に、「校内ネットワーク事業」で設置した機器を新校舎に単費で移設する場合、財産処分手続きは不要になります。なお、ネットワーク機器を廃棄する場合や補助事業で移設する場合は財産処分手続きが必要になります。
9	財産処分	事業完了後、処分制限期間内に廃校となり、一時的に公益に資する用途に転用する場合、財産処分手続きは不要としていますが、一時的とはどの程度の期間ですか。	「当該補助対象財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合」の期間については、1年以内の使用であれば財産処分手続きを不要とします。ただし、1年以内の貸借期間であっても、実態上、貸借期間が1年を超えるような期間の更新が見込まれるのであれば、一時的な使用とはいえ、当初より財産処分手続きを行う必要があります。

その他、文部科学省ホームページに詳細なFAQが記載されていますのでご参考ください。

[https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt\\_syoto01-000003278\\_507.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_syoto01-000003278_507.pdf)

【家庭学習のための通信機器整備支援】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年5月8日現在】

No.	事項	問	答
1	補助事業者	市町村立学校に整備するルーター等を都道府県が一括して調達する場合、補助事業者は都道府県か市町村のどちらになりますか。	都道府県を含め、複数の自治体が共同で調達する場合であっても、補助事業者は各学校の設置者となります。
2	補助対象経費	個人が購入又はリース等により契約したルーター等に対して1万円を上限に補助する費用は補助対象になりますか。	個人が契約したルーター等の費用は補助対象外です。
3	補助対象経費	可搬型通信機器の購入費のほか、機器のレンタル料やリース料は補助対象になりますか。	レンタル料やリース料は補助対象外です。
4	補助対象経費	SIMカードを購入する場合の補助対象経費のイメージとして、LTE内蔵PCが示されていますが、ご家庭にあるタブレット端末やスマートフォンを活用して、SIMカードのみ貸与する場合も補助対象となりますか。	ご家庭にある端末を活用して、SIMカードのみ貸与する場合も、SIMカードの購入費(初期設定費用を含む。)は補助対象となります。
5	補助対象経費	LTE対応端末を整備する場合には、端末の整備に係る補助(公立学校情報機器購入事業、公立学校情報機器リース事業)の補助対象経費4.5万円に1万円が加わり、端末の整備に係る補助として5.5万円まで補助されるということですか。	端末の整備に係る補助対象経費は1台当たり4.5万円が上限であり、LTE対応端末を整備する場合でもこの上限額が加算されることはありません。一方、本事業として、SIMカードの購入費(初期設定費用を含む。)は1万円を上限として補助されることとなります。
6	補助対象経費	令和元年度補正分で整備するLTE対応端末や、一般財源(地方財政措置等)により整備する端末に接続して利用するルーター等も対象となりますか。	補助対象となります。
7	補助対象経費	就学援助費等を受給している世帯ではない児童生徒に機器を貸与した場合は補助対象とならないのですか。	国としては、Wi-Fi環境を整えられない低所得世帯への貸与用として補助を行うものであり、その事業趣旨を踏まえつつ、各自治体、学校やご家庭の実情に応じた適切な運用をお願いします。
8	補助率	「定額(機器1式当たり1万円が上限)」とありますが、交付された補助金の範囲内で、より高額な機器を少数購入したり、安価な機器を多数購入することは可能ですか。	1万円の上限は機器1台当たりのものです。このため、お尋ねのような調達自体は可能ですが、1台あたり1万円を超える分の経費や交付決定時の積算台数を超える分の経費は地方自治体による負担となります。
9	通信費	補助対象外となっている通信費の契約は、自治体が行うべきですか、それとも通信機器を貸与された家庭で行うべきですか。	本事業は通信機器の購入費を補助するものであり、補助対象外である通信費の契約の主体や費用を負担する者まで拘束するものではありません。
10	通信費	通信費の費用負担に対して何か支援策はありませんか。	現時点で本事業に伴う通信費を補助する国の制度はありません。なお、当面の措置となりますが、自治体の判断により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も考えられます。

No.	事項	問	答
11	契約	電気通信事業者等において、本事業に対応した契約プランはありますか。	<p>通信端末等の整備に係る電気通信事業者等との契約の際には、個々の契約の相対条件として様々なオプションが考えられるところであり、各自治体の状況に応じた適切なオプションについて電気通信事業者等と相談・調整してください。</p> <p>(例)</p> <p>①一括契約による通信料金のボリュームディスカウント  ②必要な通信端末(モバイルWi-Fiルーター、USB型データ通信端末、LTE内蔵PC、スマートフォン等)や通信量・契約期間に応じた通常より価格を抑えた料金プラン  ③通信端末等の割引・一定期間通信量無制限・途中解約制限(違約金)無しのプランの活用</p>
12	契約	機器本体(例えばルーター等の機器のみ)と初期設定費用を別の事業者にした場合も補助を受けられますか。	<p>補助することは可能です。ただし、補助上限である1万円はルーター等の機器1式当たりに係っていること、初期設定費用のうち、契約事務手数料は機器購入に係る手数料であることに留意してください。</p>
13	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	<p>申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。なお、事業遅延により繰り越しを行う場合については、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出等の繰越手続が必要です。</p>

【学校からの遠隔学習機能の強化】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年5月8日現在】

No.	事項	問	答
1	補助事業者	市町村立学校に整備するカメラ等を都道府県が一括して調達する場合、補助事業者は都道府県か市町村のどちらになりますか。	都道府県を含め、複数の自治体が共同で調達する場合であっても、補助事業者は各学校の設置者となります。
2	補助対象経費	カメラ等の購入費のほか、レンタル料やリース料は補助対象になりますか。	レンタル料やリース料は補助対象外です。
3	補助対象経費	令和2年度分に限れば、有償の保守・補償契約に係る費用も補助対象になりますか。	購入費とは別途でかかる有償の保守・補償契約に係る費用は補助対象外です。
4	補助対象経費	カメラ等の附属品とはどのような物が該当しますか。例えばウェブカメラを制御するソフトウェアも該当しますか。	例えばカメラの三脚やリモコン等が考えられます。ソフトウェアもカメラやマイクに附属するものであれば補助対象になります。
5	補助対象経費	カメラ、マイク以外であっても遠隔学習で利用する物品(例えばスピーカー)は補助対象経費になりますか。	補助対象経費は遠隔学習で利用するカメラ及びマイクに限られます。
6	補助率	補助率は1/2定率となっていますが、予算の都合により圧縮される場合がありますか。	補助上限額ベースで全学校数分の予算を積算しているため、圧縮して予算配分することは想定していません。
7	補助率	1校当たりの上限額が3.5万円と補助率が1/2ということは、7万円のカメラ等を購入した場合に3.5万円の補助があるということですか。	上限額は、補助率を乗じる前の補助対象経費にかかるものです。このため、例えば購入費が7万円の場合、3.5万円の1/2である1.75万円が国からの補助額となります。
8	地方負担分	地方負担分について何らかの財政措置はありますか。	本事業の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることが可能です。
9	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。なお、事業遅延により繰り越しを行う場合には、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出等の繰越手続が必要です。

【GIGAスクールサポーターの配置】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年5月8日現在】

No.	事項	問	答
1	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターの役割としては何が想定されていますか。	学校におけるICT環境整備の初期対応について技術的な面から支援するもので、業務としては、例えば、ICT環境整備の設計、工事や納品対応、端末の使用マニュアル(ルール)の作成、教員に対する使用方法の周知などを想定しています。
2	GIGAスクールサポーター	人材はどのようにして見つければよいのでしょうか。	自治体として公募するほか、人材の紹介を手掛ける団体・事業者などに相談することが考えられます。なお、文部科学省では令和2年度「ICT活用教育アドバイザー」の活用事業の一環として、ICT人材の紹介を手掛ける団体・事業者の取組なども今後紹介することを予定しており、必要な情報提供に努めてまいります。
3	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターとICT支援員はどう違うのでしょうか。活用する人材について何か条件がありますか。	GIGAスクールサポーターは、学校におけるICT環境整備の初期対応について技術的な側面から支援を行うもので、具体的には、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアル(ルール)の作成などを行うものです。ICT支援員は、日常的なICT活用支援を行うもので、具体的には授業支援、校務支援、環境整備、校内研修を行うものです。活用する人材について条件は特にありませんが、GIGAスクールサポーターについては、その業務内容から、ICT関係企業OBなどICT環境整備等の知見を有する方が望ましいと考えられます。
4	GIGAスクールサポーター	従来ICT支援員として活用している人材を、GIGAスクールサポーターとして活用してもよいのでしょうか。	GIGAスクールサポーターとして必要な専門性を有する人材であれば、現在、ICT支援員として活用している人材を活用してもかまいません。ただし、仮に同一の人物が双方の役割を担う場合、補助対象範囲を特定するために、GIGAスクールサポーターとしての業務とそれにかかる日数や時間を書面をもって明確にしておく必要があります。

No.	事項	問	答
5	補助対象経費	補助対象経費の具体的な範囲はどうなっていますか。	「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨に必要な人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、委託料等となり、各費目の具体的な内容の例示は次のとおりです。 人件費：報酬(社会保険料(本人負担分に限る)を含む)、報償費 旅費：各地方公共団体の会計規則等(業務委託、人材派遣の場合は委託や派遣を担う事業者の規定等)に基づく金額 消耗品費：消耗品類、図書、資料代 印刷製本費：各種印刷に係る経費 通信運搬費：郵便、電話、データ通信 雑役務費：派遣契約
6	補助対象経費	GIGAスクールサポーターは、本事業で想定されているすべての業務をしなないといけないのでしょうか。	自治体ごとに、ICT環境の現状や教育委員会の体制は異なります。「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえつつ、各自治体や学校の実態に応じて、GIGAスクールサポーターの想定される業務内容のうち特定の業務に重点化していただいても差し支えありません。
7	補助率	自治体ごとの標準補助額の考え方はどうなっていますか。	標準補助額とは、整備対象とする学校数をもとに、一定の算式を用いて学校設置者ごとに標準的な補助額を算定するもので、補助額の目安を示すものです。ただし、設置校3校以下の補助事業者については、算式にかかわらず、115万円(当該学校設置者の事業費の1/2まで)となります。 なお、本補助金全体として剰余が発生する場合、標準補助額を超えて剰余額を配分することを予定しています。(当該学校設置者の事業費の1/2まで)
8	配分方針	配置校や、単価、業務期間は標準イメージ(4校に2名、年間230万、半年)のとおりでないといけないのでしょうか。 また、人材を確保する際には直接雇用以外の形態(委託、派遣など)も可能でしょうか。	標準イメージは標準補助額を算出するための便宜的なもので、GIGAスクールサポーターとして活用する者の人数や単価、期間については、「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえつつ、自治体において柔軟に定めることができます。また、GIGAスクールサポーターの活用の仕方について、自治体で直接雇用・委嘱することのほか、事業者による業務委託をすることや事業者から人材の派遣を受けることも可能です。
9	その他	国が行うICT活用教育アドバイザーとGIGAスクールサポーターはどのように違うのでしょうか。	ICT活用教育アドバイザーは、国が委嘱するアドバイザー(大学教員、先進自治体職員等)が、各教育委員会等に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化全般について助言・支援を行うものです。  他方、GIGAスクールサポーターは、教育委員会等の学校設置者が、本事業の補助金を活用して、ICT技術者をサポーターとして募集・配置し、学校におけるICT環境整備の初期対応に従事させるものです。

No.	事項	問	答
10	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。なお、事業遅延により繰り越しを行う場合については、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出等の繰越手続が必要です。
11	地方負担分	地方負担分について何らかの財政措置はありますか。	本事業の地方負担分については、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を充てることが可能です。



【障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年5月8日現在】

No.	事項	問	答
1	総論	本事業の趣旨は何ですか。	障害のある児童生徒においては、情報機器端末を使用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い入出力支援装置が必要な場合があります。入出力支援装置は、従来、地方財政措置されていますが、支援装置が高額に及ぶため整備が進みにくい状況に鑑み、障害のある児童生徒一人1台の情報機器端末が整備できるように、一人一人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援するものです。
2	総論	本事業の補助対象となる障害の種類に制限はありますか。	本事業の補助対象は、障害の種類による制限はありませんが、補助対象となるかについては、情報機器端末を通じて提示された内容が理解できるかどうかではなく、障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えているかどうかで判断する必要があります。
3	総論	障害のある児童生徒一人に対し購入できる入出力支援装置に個数の制限はありますか。	基本的には児童生徒1人に対して1つと考えていますが、例えば、一人の児童生徒が複数のスイッチを活用する場合やそのスイッチを接続するためのインターフェイス等については全てを備えることも補助対象になります。
4	総論	入出力支援装置を選ぶ際の留意点は何ですか。	障害の特性や状態は一人一人異なるため、どのような入出力支援装置が適しているかは児童生徒一人一人に照らして考える必要があります。その際、特に特別支援学校以外の学校種における機器の選定に当たっては、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家の専門性を活用するなどの工夫も考えられます。 なお、合い見積もりをとるなど、コストについても考慮する必要があることは言うまでもありません。
5	補助対象	補助対象となる支援装置とはどのようなものを想定していますか。	補助対象は、障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒を支援する装置や機器となります。例えば、音声読み上げソフト、点字ディスプレイ聴覚音声文字変換システム、視線入力装置及びソフト、ボタンマウス、プレススイッチ等が考えられますが、補助対象の考え方にかなう限り、これら以外の装置や機器についても補助対象になります。 ただし、入出力自体の困難さの判断に当たっては、情報機器端末に備わる基本的な機能では対応しきれないと認められることが必要です。 なお、障害者の仕様を備えたキーボードや類似の製品等については、情報機器購入事業において、定額(4.5万円)の範囲に納まるものは補助対象としています。双方の事業を活用し、必要なものを十分整備することが期待されます。
6	補助対象	補助対象には、例えば情報機器端末と補装具(車いす等)を固定する器具等も含まれますか。	補助対象の考え方にかなう限り、障害のある児童生徒一人1台の情報機器端末を整備するために必要不可欠であると認められる場合は、補助対象になります。ただし、児童生徒一人一人に照らしてご判断ください。 また、これ以外のものについても同様の考えで判断してください。
7	補助対象経費	個々の入出力支援装置に補助の上限額はありますか。また、申請総額に上限額はありますか。申請総額が予算額を超えた場合はどのようになりますか。	入出力支援装置については多様な製品が考えられる上、その金額も様々であるため、個々の支援装置についての上限額は設定していません。ただし、都道府県ごとの補助総額については上限額の目安を設定しています。上限額の目安は、令和元年5月1日時点の各都道府県における特別支援学校在籍者、小中学校等の特別支援学級や通級による指導を受ける者の数等を基に算出しています。 各都道府県教育委員会においては、上限額の目安を参考に、都道府県立特別支援学校における整備に加え、域内の市町村立小中学校等における整備が進むように必要な金額を調整するなど、域内市町村教育委員会と連携して事務の執行をお願いします。 なお、申請総額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で調整することになります。

No.	事項	問	答
8	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	令和2年度中に業務が終了することが前提ですが、何らかの事情により業務が遅延する場合は、繰越は可能です。なお、事業遅延については、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出が必要です。
9	地方負担分	地方負担分について何らかの財政措置はありますか。	本事業は定額補助ですので基本的には地方負担分は発生しませんが、①申請総額が予算額を超過し、補助額を予算の範囲内で調整した場合、②本事業の補助対象にならない機器の購入等地方公共団体が独自で事業を実施した場合、等は地方負担分が発生することが見込まれます。この場合、地方負担分については、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の対象となります。

## 公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年5月8日現在】

No.	事項	問	答
1	スケジュール	いつごろ内定が分かっていつから調達できますか。また2年度中に2回、3回の追加調査と追加内示を行うのでしょうか。	5月中旬を目途に、各メニューについて都道府県教委を通じて希望調査を行います。当該調査の結果を踏まえ、6月以降に内定および交付決定を予定しています。なるべく早く各自治体が調達できるよう努めてまいります。また追加の調査と内示を行うかは現時点では未定であるため、可能な限り、今回の調査で希望量を提出いただきますようお願いいたします。
2	スケジュール	令和2年度補正予算に計上された事業について、交付内定前の着手は認められますか。	補助事業は原則として交付決定後に事業に着手することになりますが、今般のコロナウイルス対応としての学校の臨時休業等に対しては、緊急かつ早急に児童生徒の学びの環境を確保する必要があることから、予算成立日以降に着手された事業については補助対象とする方向で調整しております。正式な取り扱いについては改めてお知らせいたします。
3	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」には、どのようなことを相談できるのでしょうか？	学校におけるICT環境整備、活用に関すること全般について、相談が可能です。GIGAスクール構想の実現に向けて、困ったことがあればまずは「ICT活用教育アドバイザー」に相談してください。 (主な相談内容) ・ICT環境整備(セキュリティを含む)に関する計画策定に関すること ・ICT環境整備の仕様書作成・見積もり精査・調達実施に関すること ・ICTを活用した効果的な指導方法(遠隔教育を含む)に関すること ・ICTを活用した指導に関する研修講師の紹介・派遣等研修の実施に関すること ・その他、GIGAスクール構想の実現に関連して必要な事項
4	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」とは、どのような方々がいるのでしょうか？	大学教授等の学識経験者、教育委員会・学校関係者、ICT関連事業者の方などで教育の情報化の各分野に知見がある方々を文部科学省で委嘱するものであり、相談内容等に応じて、アドバイザーを案内いたします。委嘱を受けたアドバイザーのリストについては順次アドバイザーのHPでお示しします。
5	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」の利用について、どのようなプロセスを踏めば良いのでしょうか？	学校・教育委員会におけるニーズに応じて、「ICT活用教育アドバイザー」事務局に御連絡ください。(メール、電話等) 事務局において相談内容を伺った後、事務局において回答、又はアドバイザーを紹介します。 まずはオンライン(テレビ会議、電話等)にてアドバイザーとやりとりしていただき、必要に応じて訪問しての助言も行います。
6	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」を活用する場合、費用は発生しますか。	「ICT活用教育アドバイザー」の利用に係る謝金・旅費については、文部科学省の予算において支払われるため、原則として相談を行った自治体による費用負担はありません。

No.	事項	問	答
7	情報提供	OSや調達状況など追加の情報報告が必要なのはなぜですか。	全国で急増した需要に対し供給のバランスをとるためです。またICTの利活用計画等とあわせてPDCAの確認や「ICT活用教育アドバイザー」事業での助言にも生かしたいと考えています。御理解とともに、御協力いただきますようお願いいたします。
8	提出先	提出先が変わるのでしょうか。	市町村からの提出は都道府県教委であり変更はございません。都道府県教委は原則として「ICT活用教育アドバイザー」事務局へ書類やデータを送付いただくこととし、事務局を通じて文科省へ提出されます。
9	その他	令和元年度、令和2年度補正予算に関する問合せはどこに行えば良いでしょうか？	まずは、「ICT活用教育アドバイザー」事務局に御連絡ください。問合せ内容に応じて、それぞれの担当が対応いたします。